

目 次

序 章 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
第1章 方針の基本的事項	・ ・ ・ ・ ・ 2
1 環境学習・環境保全活動の推進方針のコンセプト	
2 推進方針の位置づけ	
3 県における環境学習・環境保全活動に関する取組の現状	・ ・ ・ ・ ・ 3
4 基本用語の定義	・ ・ ・ ・ ・ 4
5 環境学習・環境保全活動推進にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 地域社会及び学校における環境学習・環境保全活動推進にあたって	
① 地域社会における環境学習・環境保全活動推進にあたっての留意事項	
② 学校における環境学習・環境保全活動推進にあたっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
(2) 環境把握の状態に対するアプローチ	・ ・ ・ ・ ・ 8
第2章 環境学習・環境保全活動推進のための具体的方策	・ ・ ・ ・ ・ 10
1 地域社会における環境学習・環境保全活動推進のための具体的方策	
(1) 環境学習・環境保全活動推進の基盤づくり	
① 人材の活用と育成	
② 場・機会の創出と提供	・ ・ ・ ・ ・ 11
③ 教材・プログラムの整備	・ ・ ・ ・ ・ 12
④ 情報の収集と提供	・ ・ ・ ・ ・ 13
⑤ 拠点機能等の整備と活用	・ ・ ・ ・ ・ 14
(2) 事業者への方策	
① 一般事業者への方策	
② 農林漁業者への方策	・ ・ ・ ・ ・ 15
(3) 民間団体への方策	
2 学校における環境学習・環境保全活動推進のための具体的方策	・ ・ ・ ・ ・ 16
第3章 環境学習・環境保全活動推進のために期待される各主体の役割	・ ・ ・ ・ ・ 19
1 県の役割	
(1) 行政機関としての県	
(2) 事業者としての県	
2 市町村に期待される役割	・ ・ ・ ・ ・ 20
(1) 行政機関としての市町村	
(2) 事業者としての市町村	
3 県民に期待される役割	・ ・ ・ ・ ・ 21
(1) 家庭における県民	
(2) 地域における県民	
4 事業者に期待される役割	・ ・ ・ ・ ・ 22
(1) 一般事業者に期待される役割	
(2) 農林漁業者に期待される役割	・ ・ ・ ・ ・ 23

5	民間団体に期待される役割	
6	学校の役割	・ ・ ・ ・ ・ 24
第4章	本方針の効果的な推進のために	・ ・ ・ ・ ・ 25
1	推進体制の整備	
	(1) 県の関係部局の連携強化	
	(2) 県と各主体との連携、協力	
	(3) 県と市町村との連携強化	
	(4) 国や他都道府県等との連携強化	・ ・ ・ ・ ・ 26
	(5) 県内の関係機関等との連携	
2	方針に基づく取組の進行管理	
	(1) 環境学習・環境保全活動推進に関する施策・事業の点検・評価	
	(2) 方針の見直し	
〔 資料編 〕		
1	環境教育・環境学習をめぐる国内外の動向	・ ・ ・ ・ ・ 27
	(1) 国際的動向	
	(2) 国内の動向	・ ・ ・ ・ ・ 28
2	県民の意識調査結果などから	・ ・ ・ ・ ・ 30
3	県の人・場・機会・教材等の情報ガイド	・ ・ ・ ・ ・ 33
	(1) 県の環境学習・環境保全活動に関する人材情報	
	(2) 県の環境学習・環境保全活動に関する場・機会・教材等の情報	・ ・ ・ ・ ・ 35
	(3) 県のインターネット上の環境学習・環境保全活動に関する情報	・ ・ ・ ・ ・ 52
	(4) 県内の主な環境学習関連施設等	・ ・ ・ ・ ・ 53
	(5) 県内の自然公園・自然環境保全地域等	・ ・ ・ ・ ・ 56
4	国の人・場・機会・教材等の情報ガイド	・ ・ ・ ・ ・ 57
	(1) 関係省庁による人材の育成等に関する事業	
	(2) 民間団体等による登録人材認定等事業	
	(3) 関係省庁による場・機会の拡大等に関する事業	・ ・ ・ ・ ・ 58
	(4) 関係省庁によるプログラムの整備・情報提供等に関する事業	・ ・ ・ ・ ・ 60
	(5) 国等のインターネット上の環境情報	・ ・ ・ ・ ・ 62
5	環境保全活動等顕彰制度	・ ・ ・ ・ ・ 63
6	和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針策定の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 67
7	用語集	・ ・ ・ ・ ・ 68

序 章 策定の趣旨

紀伊半島の南西部を占める本県は、瀬戸内海から紀伊水道そして黒潮洗う太平洋へと入り組んだ海岸線が総延長650kmにも及びます。また、県土の森林率は77%に及び、山々が連なる紀伊山地から、紀の川をはじめ有田川や日高川、富田川や日置川、また古座川や熊野川など、多くの河川が放射状に流れ出し、扇子を広げたような大変起伏のある地形をなしています。

本県は、このような山、川、海の豊かな自然に恵まれた環境にあって、流域ごとに特色ある地域空間を生み出してきました。平成16年「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産の文化遺産リストに登録された高野・熊野の文化的景観や、平成17年ラムサール条約湿地に登録された大サング群落のある本州最南端「串本沿岸海域」の自然環境、また、地域住民を中心とした地道な環境保全活動によって、日本のナショナル・トラスト活動の先駆けとなっている「天神崎」の自然の生態系をはじめ、様々な地域の自然や景観、またその環境保全活動には、本県の環境の有り様が象徴されています。

しかし、一方で、いわゆる産業型公害に限らず、廃棄物の問題や生活排水による水質汚濁、自動車の排ガスによる大気汚染など都市・生活型公害といった地域環境問題や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生物種の減少、海洋の汚染など地球環境問題の解決が重要な課題となっています。私たちは、地球の資源を利用し、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追求の結果として、物質的な豊かさを手に入れてきた反面、数多くの環境に関する諸課題、諸問題に直面しているのです。

このように環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に深く関わっており、その解決、改善のためには、自らが家庭で、地域で、学校で、職場で、そして民間活動等の中で、主体的に環境保全に取り組むことが重要になっています。つまり、環境問題は、私たちの生き方の問題でもあるのです。この和歌山の環境も大気と水と土壌、そして生物、森と川と海が相互につながり、地球の環境、未来の環境へとつながっています。今こそ、私たちは人と自然の営みを学び取り、生態系におけるいのちのつながりや環境の大切さを認識し、環境保全の行動をとっていくため、環境に関する学習を一層推進していくときです。折しも、本格的な少子高齢・人口減少を迎えるといった時代の大きな転機にあたり、新たな視点で、和歌山の環境資源を活かしつつ、環境を学び、環境保全に関する活動を促進していかなければなりません。

このような情勢を鑑み、今回、県では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携、協働して環境学習を推進し、地域に根ざした自主的、積極的な環境保全活動の環を広げ、地域の活性化とともに、持続可能な社会を構築していくことをめざして「和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針」を策定しました。

第1章 方針の基本的事項

1 環境学習・環境保全活動の推進方針のコンセプト

県では、郷土和歌山の様々な環境資源や、地域特性を活かしながら、その地域環境力を高め、環境の保全と地域の活性化を両立させる持続可能な社会を創造していくため、次の4点をコンセプトに環境学習・環境保全活動の推進を図ります。

第1 意識の向上

生活行動と環境の関わりや身近な自然について関心を持ち、さらには、地球規模での環境問題についても認識を深め、そして、自らの責任と役割を理解する姿となることをめざします。

第2 行動の実践

循環型社会の実現に向けて、様々な環境問題の解決と改善のため、環境学習・環境保全活動の取組を自ら考え、自ら進んで実践していく姿となることをめざします。

第3 ひとつづくり

自ら環境を学ぶ学習者、自ら環境保全活動を実践する行動者、自ら社会活動を担う参画者、また、環境学習・環境保全活動を推進するための指導者としてのひとつづくりをめざします。

第4 仕組みづくり

環境学習や環境保全活動のための場や機会、情報を整備、発信する、また、それに取組む各主体、さらには推進施策・事業をつないでいく仕組みづくりをめざします。

2 推進方針の位置付け

平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（以下「環境保全活動・環境教育推進法」という。）」の第8条に、地方公共団体は、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等の作成及び公表に努めることとあり、本方針はこれに基づいて策定します。

また、本方針は、和歌山県環境基本計画を補完し、その基本目標のうち、主として「すべての人々とともに築く環境の時代」の目標達成に向けた指針として位置づけ、他の目標の達成及び基本理念の実現に資するよう、環境学習・環境保全活動の推進に関する施策・事業等の基本的な方向性を示すとともに、それらを他の施策・事業を適切につなぎ、つむぎ、効果的、総合的に実施していくためのものとします。

3 県における環境学習・環境保全活動に関する取組の現状

県では、平成9年10月「本県の恵み豊かな環境の確保と次世代への継承」、「自然と人間との共生の確保」、「環境保全への自主的・積極的な取組」、「地球環境保全の積極的な推進」を基本理念とする「和歌山県環境基本条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

平成12年1月には、この基本理念を具現化するため、条例第10条に基づき「和歌山県環境基本計画」を策定、平成17年3月にこれを見直し、改定した計画に沿って各種施策を進めているところです。

和歌山県環境基本計画では、基本目標を次のように定めています。

目標1 「人と自然が共生する環境の創出」

目標2 「快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築」

目標3 「地球環境の保全を目指した地域からの実践」

目標4 「すべての人々とともに築く環境の時代」

このうち目標4に対する施策の柱は「各主体への環境保全意識の普及啓発」、「連携の強化と協働の推進」であり、これらに係る施策、事業が環境学習・環境保全活動の推進に関する主たる取組となっています。

具体的には、環境学習の指導に関する人材や教材、環境学習や環境保全活動の場や機会、情報の提供、環境保全活動に対する顕彰など様々な取組があります。また、重点的取組の一つである「ストップ地球温暖化」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成17年9月、環境保全活動に関する幅広いネットワークを有するNPO法人を「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」に指定するとともに、平成18年3月、「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、さらに平成19年3月には、「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定し、環境と経済が両立した持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいます。

県教育委員会では、和歌山県学校環境教育推進協議会を立ち上げ、平成15年6月「学校における環境教育指針」を策定、これを基に今世紀を担う子どもたちへの環境学習の充実を目指し、環境部局等関係部局との連携、協力のもと、「きのくにエコスクール基準（平成16年3月）」の取組や、発達段階に配慮した「わかやま環境学習プログラム小学校・中学校指導者用（平成17年3月・平成18年3月）」、「きのくにエコスクールにおける環境学習実践事例（平成17年3月）」の策定など、関連施策・事業を展開しています。

このような取組の結果、県民の環境に関する意識や行動も着実に変わりつつある状況であり、今後、一層環境学習を推進し、環境保全活動を促進していくためにも、広く県民、事業者、民間団体等に浸透し、効果的に機能する施策・事業が重要になっています。

4 基本用語の定義

(1) 環境学習

環境学習と環境教育はよく併記して用いられますが、両者は厳密には区別されているわけではありません。本方針では、すべての県民があらゆる場や機会において、自ら学び自ら行動することの必要性をわかりやすくするため「環境学習」を用い、これを環境保全についての理解を深めるために行われる環境に関する教育及び学習を指すこととしています。

また、環境学習の形態は座学のみならず、実験実習や観察、見学など体験型の学習、現場での調査、研究や経験交流など参加型の学習が含まれ、本県では、特に体験活動によって様々な環境を体感し、その学びを行動の実践に結び付けることを重視しています。

なお、環境学習の内容には、共通する基礎的要素として以下のことがあります。

- ① 人と自然の関わりと社会経済の仕組みや生活文化の在り方など、人と人との関わりを学ぶ。
- ② 環境に関わる問題を科学的な視点を踏まえ、客観的かつ公平な態度で捉えることを学ぶ。
- ③ 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむとともに、いのちの大切さを学ぶ。

(2) 環境保全活動

本方針における「環境保全活動」とは、地球環境の保全、公害の防止、自然環境の保全、良好な環境の創出、日常の環境負荷低減の行動など、環境の保全を主たる目的として行われる活動を指します。

さらに、環境保全の活動の実践が伴ってこそ、真の学習となること、一つの環境保全活動によって得られたものが、次のあるいは別の環境保全活動につながっていくこと、また、環境保全活動を行うことにおいて新たな気づきや学びが得られること等を考慮し、環境保全に取り組む活動自体が一つの環境学習になり得ると考えます。よって、環境保全活動を環境学習の要素を含むものとして捉えます。

(3) 環境学習・環境保全活動の推進

様々な環境問題を解決していく手法には、法令等による規制的手法や市場原理等に基づく経済的手法をはじめ環境負荷を低減する科学技術の開発とその普及、情報の公開とその提供などの手法があります。本方針の「環境学習・環境保全活動の推進」も、その一つの有力な手法であると同時に、他の手法による施策・事業等の実効性を高める基礎づくりの役割を担うものと考えます。その意味で、環境問題の解決において重要な手段としても捉えます。

(4) 環境学習・環境保全活動推進の基盤づくり

本方針に示す「環境学習・環境保全活動推進の基盤づくり」とは、環境保全に関する情報の提供並びに環境保全に関する体験の機会や場の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものを指すこととします。

5 環境学習・環境保全活動推進にあたって

県は、地域や学校など様々な場において、次の事項等に留意し、環境学習・環境保全活動の推進に係る施策、事業を総合的に進めます。

(1) 地域社会及び学校における環境学習・環境保全活動推進にあたって

① 地域社会における環境学習・環境保全活動推進にあたっての留意事項

ア 場と主体と施策のつながり

環境保全の学習や活動がより活発に、また、より効果的に行われるには家庭、職場、学校、地域等の様々な場で活動がなされ、さらに、それぞれの場における活動が他の場における学習や活動につながり、より統合的、複層的に行われることが重要です。環境学習・環境保全活動は、地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動など様々な社会的側面を持っているため、それらが効果的、総合的に実施できるよう、場と主体と施策のそれぞれの適切なつながりに留意します。

イ 自然環境の維持管理と公益性への配慮

本県の恵まれた自然を環境学習の拠点のひとつと考え、また地域の活性化により一層活かしていくことが重要であることを踏まえ、森林や公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境を良好に保全、再生、創出し、維持管理する重要性を理解することが必要と考えます。

また、県土の保全、農林水産業やその他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定や福祉の維持向上、地域における環境保全に係る文化や歴史の継承などの公益性にも配慮し、幅広い視点を持って取組みます。

ウ 自発性の尊重と透明性、公平性の確保

県民、事業者、民間団体等各主体は、それぞれの立場で問題意識や使命感、興味や関心を持ち、自発的な意志によって環境学習・環境保全活動に取り組んでいます。この自発的意志は、環境保全の学習・活動への契機や継続のための動機、独自の取組の原動力でありこれを尊重していきます。また、これら各主体と環境学習・環境保全活動の推進に関して連携する際に、協働による取組については、公平性や透明性を確保し、様々な主体の相互理解や信頼関係の構築に努めます。

エ 適切な役割分担

環境学習・環境保全活動に参加する県民、事業者、民間団体等各主体は、それぞれ異なる得意分野を持っていることから、これら各主体が対等な立場でお互いを尊重し合い、また、役割を理解した上で、活かし合い、補い合うなど、適切な役割分担のもと、効果的な環境学習・環境保全活動に取り組めるよう配慮します。

オ パートナーシップの形成

施策・事業を策定、実施するにあたっては、情報の発信や共有により市町村及び県民、事業者、民間団体等各主体の賛同を得ることに十分配慮するとともに、その幅広い参加と協力を得て連携を図り、各主体がその特徴を生かし、さらに他の主体と協力しながら活動が展開できるよう、重要な手段としてパートナーシップの形成に努めます。

カ 継続性の重視

環境問題は、世代を超える問題でもあります。地域や社会の状況を十分考慮した上で、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体の取組が息長く継続的に行えるよう、人材の確保や育成、また予算等の措置などにより、活動の人的、経済的基盤の安定するような環境づくりに努めます。

② 学校における環境学習・環境保全活動推進にあたっての留意事項

ア 教育計画への位置づけ

環境学習で扱う分野は、教科横断的で幅が広いいため、学校全体の教育計画に明確に位置づけ、各教科の指導内容と相互の関連づけを明確にし、総合的な学習の時間や特別活動などと有機的に関連、発展させることで、教育活動全体の中で体系化するとともに、全教職員一体となった指導体制を確立していきます。

イ 総合的な環境の捉え方

環境問題は人間の生産活動や日常生活と深くかかわり、利便性を追求する人間生活に相対し、多方面に複雑に絡み合っています。そのため、環境問題を一面的に提示するのではなく、発達段階を考慮して、その背景や原因も併せて問題提起し、解決への道筋を考えさせるとともに、科学的なものの見方や考え方、評価の方法も指導します。

ウ 目的の明確化

環境学習の指導において、廃棄物、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、オゾン層、酸性雨、森林減少、海洋汚染、生物種の減少など環境問題の個別のテーマを取り上げる際、主体的に学習活動に参加する意欲を高めるためにも、そのテーマが持続可能な社会の創造という大きな目標に至る全体像の中で、どういう位置付けで具体的に何を目的としているかを明確にします。

エ 体験型学習の重視

環境学習の基礎となる自然を大切に思う心は、自然と接して自ら体感し、理解して

身につくものです。本県には豊かな自然環境が維持されており、自然体験を環境学習に結びつけることを重視するとともに、環境保全の実践力を育成するため、清掃活動やリサイクル活動、緑化活動などのボランティア活動等に参加できる機会を十分に提供します。

オ 情報技術・機器の活用

環境問題を分析し、解決に向け自ら実践する人材を育成するためには、確かな資料をもとにした多面的な学習が必要です。地球環境に関する情報やデータはインターネット等で得られるものも多く、体験学習とのバランスを考えながら調査研究等に有効に利用します。また、定量的な分析や評価をするには、コンピュータ等も必要であるため、その手法について指導するとともに、ホームページ等による情報発信など各学校間の情報交換にも取組みます。

カ まちづくりへの参画

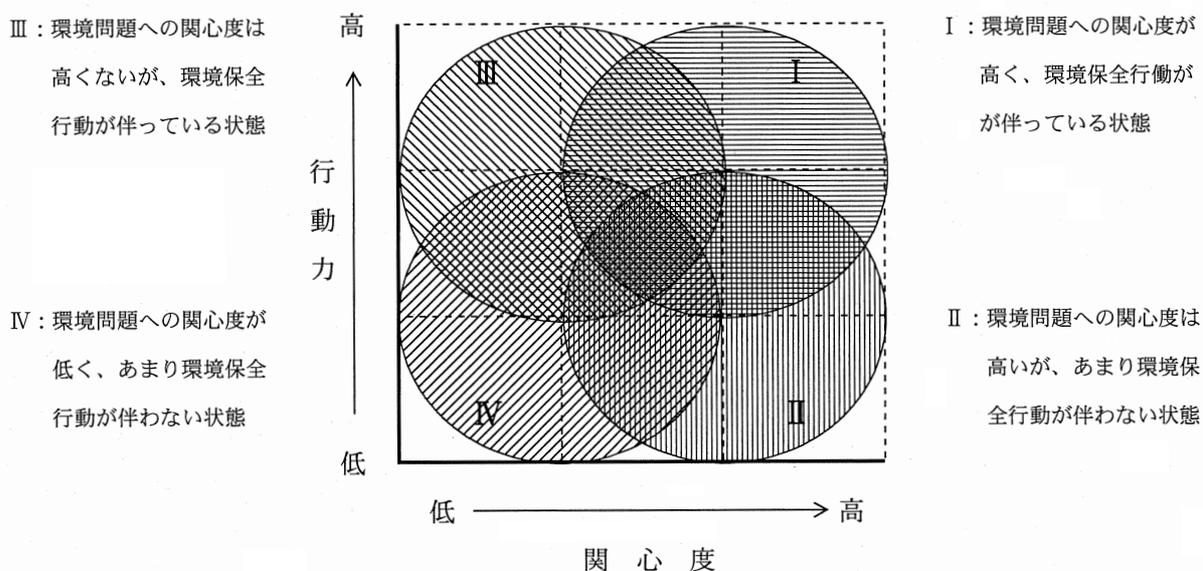
環境学習のテーマの中に、できるだけ地域の身近な環境課題を取り上げ、原因探求から解決方法を考えるとともに、地域の関係者との連携のもと、環境に配慮した地域づくり、まちづくりに参画できるような体験学習を取り入れます。その際、自然環境だけでなく地域特性を活かした良好な景観を形成することや、歴史的文化的な遺産の保全などの重要性にも配慮します。

(2) 環境把握の状態に対するアプローチ

県民意識調査（資料編2参照）にもみるように、環境問題への関心が喚起されたからといって、すぐに環境保全の具体的な行動に結びつくとは限りません。現に、環境保全活動への参加者は必ずしも多いとはいえ、地域における県民、事業者、民間団体等による活動も、まだまだこれから成長が見込まれるところです。

環境学習・環境保全活動を推進していく上では、一人ひとりの年齢や発達段階はもちろん、環境への関心度、知識や理解、意欲や態度、技能や実行力等に関し、非常に個人差が大きく、それぞれに違ったアプローチが必要であることに留意しなければなりません。

そこで、それぞれの適切なアプローチについて参考とするため、環境問題に対する関心度と行動力によって、様々な状態を分析します。次の図のように縦軸に環境保全への行動力、横軸に環境問題への関心度をとり、2つの指標だけで環境に対する状態を分析できるわけではありませんが、施策を考える上で図中ⅠからⅣの状態に分けて考察します。



Ⅰは環境問題への関心度が高く、環境保全行動が伴っている状態、Ⅱは環境問題への関心度は高いが、あまり環境保全行動が伴わない状態、Ⅲは環境保全への関心度は高くないが、環境保全行動が伴っている状態、Ⅳは環境問題への関心度が低く、あまり環境保全行動が伴わない状態となります。

Ⅰは、環境保全への知識と理解があり、保全活動への意欲や態度、技能や実行力を身につけており、行政に対し、環境学習・環境保全活動の推進のためには、「こうしたい。こうしよう。こうしたらよい。」といった提言も可能な状態です。環境保全に関するボランティア活動を実践したり、地域の環境学習会で指導したり、環境保全に積極的に取り組める状況です。Ⅰの状態では、環境行政への提言の聴取、環境保全の学習や活動の場・機会の提供のほかコーディネーター（調整者）やファシリテーター（促進者）、インタープリタ

一（解説者）として活躍できるような学習や活動の支援、及びその立場による指導の場や機会の提供、人材認定や登録等の事業などを含めた様々な環境情報の提供が必要です。もちろん、専門分野の活動にとどまるのではなく、違った視点を持ったアプローチによってボランティア活動や他の環境保全活動にも参加を促すなどの視野を広げる対応も重要です。

Ⅱは、環境保全に関する知識は持っており、ある程度の技能も持ち合わせているが、活動に関する情報が少ないことや時間的制約など様々な要因により、環境保全の行動について意義や意欲を十分見出せない、または、機会を見付けられない状況にあるといえます。そのため、Ⅱの状態では、環境保全の活動の場や機会の提供、様々な環境活動啓発の関連情報の提供が必要と考えられます。また、自然観察会やリサイクル活動等への直接参加や、活動資金援助などの間接参加を促したり、それらの活動に参加することの意義やメリットを伝えるための多様なアプローチが必要です。

Ⅲは、「つきあいもあり協力は惜しまない。」「自分のため、人のためになる。」と行動することは苦にならず、地域の清掃活動やリサイクル活動等に積極的に参加しているが、その環境面での意義や目的については、さらに、十分な理解がもとめられるといった状態であると考えられます。環境保全への知識や理解を得る機会が少なく、その認識が十分とは言えない状況です。Ⅲの状態では、環境学習の場や機会の提供、様々な環境学習啓発の関連情報の提供が必要です。また、活動の一環の中で、環境側面としての目的や意義を伝えられるような内容に工夫することや、さらに複数の環境保全活動を組み合わせることにより、新たな視野や認識を見出すようなアプローチが必要です。

Ⅳは、環境学習に関する情報や体験機会も少なく、また、環境に関する知識や理解が不十分で、環境保全活動への関わりが薄い状況です。「情報もなくどうしたらよいかわからない。」あるいは、「関心を持つ機会も少ない。」というような状態であると考えられます。Ⅳの状態では、環境学習・環境保全活動の場や機会の提供、環境啓発の関連情報の提供などが必要です。しかし、単純に提供するだけでは、効果は上がりません。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの状態における意識や行動の変化が環境保全の学習や活動の雰囲気を作り出し、Ⅳの状態に対しても、関心や意欲を引出していくことに期待するとともに、楽しむ要素など参加する魅力を付加した環境学習や環境保全活動の場や機会を提供し続けていくことや経済的側面からのアプローチも効果的ではないかと考えます。

このようなⅠからⅣの状態に関する分析とアプローチは、あくまで参考とするひとつの考え方であり、実際は柔軟に対応し、支援していくことが望まれます。

いずれにしても、環境学習や環境保全活動への参加者が増加し、取組の幅が広がっていくよう体系的かつ総合的な推進施策、事業を実施し、ひとつづりを重視しながら、継続的かつ効果的な仕組みづくりを実践していくことが必要であると考えます。

第2章 環境学習・環境保全活動推進のための具体的方策

環境学習は、幼児から高齢者まで、年齢層や発達段階に応じた学習内容を必要とします。

あらゆる県民が、家庭や学校、職場、地域など多様な場において環境保全に関する知識を得て理解を深め、それを活動に結び付けていくには、行政はもちろん事業者、民間団体など各主体の連携、協力により環境学習を推進し、環境保全活動に積極的に参加できるような施策が必要です。

そこで、県民の環境保全の意識の向上と行動の実践を目指し、県がひとづくりや仕組みづくりに取組んでいく際に必要となる具体的な施策・事業等について、次のように考えていきます。

1 地域社会における環境学習・環境保全活動のための具体的方策

環境の保全についての理解を深め、環境保全活動への意欲を増進するための基盤づくりとして、①人材の活用と育成、②場・機会の創出と提供、③教材・プログラムの整備、④情報の収集と提供、⑤拠点機能等の整備と活用の5つの方向から進める取組のほか、事業者及び民間団体への方策について示します。

(1) 環境学習・環境保全活動推進の基盤づくり

① 人材の活用と育成

地域社会においては、環境学習・環境保全活動の推進を担っていく人材の把握、育成が必要です。また、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーや教職員、環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、地域における環境学習・環境保全活動の取組を充実させる上で大変重要です。特に、環境学習において重要となる体験活動や実践活動は、環境分野の専門家や環境保全活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

県では、すべての主体が、それぞれの役割に応じて自主的、積極的に環境学習や環境保全活動に取組むために必要な人材を把握、育成するとともに、その人材を活用できるシステムの充実を図ります。

[方策例]

ア 和歌山県環境学習アドバイザー派遣制度等による指導者の活用及び、環境学習アドバイザーや教職員等の資質向上に向けた環境学習セミナー、交流会等の実施
イ 環境カウンセラーをはじめ、自然観察指導員など環境に関する専門家や指導者に関する人材の把握、確保と活用の促進
ウ 自然環境の保全意識の高揚と適切な利用を促すための自然保護監視員制度等の活用
エ 環境保全活動・環境教育推進法に基づく登録人材認定等事業などにより、森林インストラクター等、専門知識と指導力を有する人材が育成、活用されるようなシステムの構築
オ 和歌山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した県地球温暖化防止活動推進員

養成講座等による地球温暖化防止等環境保全活動を実践する人材の育成と活動支援
カ 和歌山県地球温暖化防止活動推進センター等との協働で行う省エネラベリング制度に基づく省エネ家電の普及啓発に活動する「環境マイスター」の育成
キ 環境に配慮した公共事業を推進するための和歌山県自然にやさしい技術者認定制度等による環境保全の知識、技能に優れた人材の育成
ク 環境保全型農業を推進するための和歌山県エコファーマー認定制度等による環境にやさしい農業に取り組む人材の育成
ケ 河川環境の保全、創出や秩序ある利用のため調査・設計及び工事施工に役立てるための河川環境保全アドバイザー制度等における人材の活用
コ 地域の特性を生かした主体的・創造的な地域づくり活動を支援するための地域づくりアドバイザー等の人材の活用
サ 身近な自然と歴史文化や、地域の高齢者が持つ昔ながらの環境との共生の知恵を学び、活かしていくための担い手の育成と活動支援
シ 地域の環境資源を活かすエコツアー等を推進していく上で必要なガイド等の人材の把握と、語り部養成講座等による育成
ス 和歌山県環境表彰規程に基づく環境保全の実践活動が他の模範となる個人・団体の表彰及び活動事例の広報による環境保全活動を推進する人づくり
セ 事業者や民間団体の社会貢献活動促進のため、環境学習施設等で参加型学習を促進するファシリテーター、体験型学習で解説するインタープリター、専門家と地域間を調整するコーディネーターなどの人材の把握と情報等の提供

② 場・機会の創出と提供

今日の環境問題の解決に向けて、すべての県民が自主的、積極的に環境学習・環境保全活動に取り組むためには、多様な環境保全に関する学習や活動の場・機会の提供が必要です。県は、県民が環境に対する正しい理解と認識を深め、環境保全に関する様々な活動に参加していくよう喚起するため、市町村、事業者、民間団体等と連携し、環境学習・環境保全活動のための施設設備等の整備や関連行事等の実施に努めます。

また、人々が遊び、楽しみながら自然とふれあえるレクリエーション施設等の整備や景観に配慮したまちなみ整備などといった幅広い取組も進めます。

〔方策例〕

ア 環境月間における環境に関する講演会の開催や、環境保全活動で功績があった個人や団体の顕彰、環境保全に係る地場産品の普及等を兼ねた街頭啓発の実施
イ 和歌山県地球温暖化防止活動推進センターと連携、協力による環境フォーラムなど地球温暖化防止等環境保全に関する普及啓発行事の開催
ウ 省エネ・省資源など環境保全意識高揚のためのライトダウンキャンペーンや環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施

エ	ストップ地球温暖化や愛鳥週間等に関するポスターコンクールや標語の募集などによる環境保全の学習や活動への普及啓発
オ	「環境の日」をはじめ「きのくに・川の日」や「紀州・山の日」、「みどりの週間」、「動物愛護週間」、「瀬戸内海環境保全月間」、「河川愛護月間」、「地球温暖化防止月間」、「大気汚染防止推進月間」、「省エネルギー月間」等における各種関連行事の開催
カ	紀の国アドプト支援事業等の推進などによる、道路、河川、山、海浜等における地域の多くの主体が環境保全活動に参画できる場・機会の創出
キ	子ども達による環境学習や環境保全活動の場や機会となる「こどもエコクラブ」や「緑の少年団」等への活動支援と普及啓発
ク	地域住民の植樹行事などによる多様な森づくりや、子ども達への緑と親しむ機会の提供のための「かしの木バンク」の運営
ケ	環境に関する学習会や研修会、発表会、ワークショップ、シンポジウムや自然観察会、各種の自然体験活動などの継続的な提供や開催への支援
コ	NPO等市民活動団体や森林組合等地域団体などとの協働による県立森林公園や県植物公園、生活環境保全林等の整備、管理
サ	地域の自然や文化へのふれあいにより環境保全意識を高めるための森林・林業教室等をはじめとする農林漁業体験学習や自然体験学習などの推進
シ	県立博物館等における地域の歴史的文化的資源を活かしたまちづくりや風土、歴史、文化や環境への理解を深めるための展示やイベントの開催
ス	バイオマス発電や風力発電、太陽光発電など和歌山県自然エネルギー導入プランに基づく自然エネルギーの普及による環境学習の場の提供
セ	熊野地方を地域資源として活用する熊野健康村構想による魅力的な自然や文化に親しむ場・機会の提供と県内外の交流の促進
ソ	和歌山県世界遺産条例や文化財保護法に基づく、市町村との協働による森林景観やまちなみの保全と世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する資産の保存と活用
タ	農山漁村地域の自然環境や地域資源を活かす「ほんまもん体験」等の取組などエコツーリズム等の推進による地域間交流の促進と環境学習の場・機会の提供
チ	国立・国定公園、県立自然公園を適切に利用するための施設整備や、長距離自然歩道（近畿自然歩道）の整備による自然体験等の場の提供
ツ	「企業の森」事業等による環境保全の活動や学習に取り組める場の創出
テ	治山・森林整備事業や、河川の水質浄化、河川公園整備、公園施設を兼ねたふるさと砂防事業等による水と緑にふれあえる場の創出と提供
ト	干潟、藻場、わんど等の保全や、護岸、緑地、遊歩道等の一体整備による親水空間の確保、良好な海岸景観の形成など、自然に親しめる場の創出

③ 教材・プログラムの整備

環境学習を推進していくには、行政及び県民、学校、事業者、民間団体等が連携、協力し、発達段階や理解力、活動の場やテーマに応じて、そのねらいを明確にした教材や

プログラムの整備を図る必要があります。また、教材やプログラムは、地域の特性に応じて作成し、改良、応用されることが大切です。このため、県は教材の体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境学習プログラムを研究、開発し、その活用を促進します。

[方策例]

ア	環境学習に関する指導者用の教材やプログラム及び、それらを活用するためのモデルカリキュラム等の策定と提供
イ	身近で環境を学べる施設・環境学習用プログラムや、環境啓発ビデオ・DVDなど多様な教材・プログラムの収集、開発と管理
ウ	一般県民向けの「エコライフ宣言」、事業者向けの「エコオフィス宣言」に関する日常生活や事業活動におけるプログラムやマニュアル等の作成と提供
エ	省エネ・省資源、地球温暖化対策などに関する家庭用、事業所用の啓発パンフレット等の作成

④ 情報の収集と提供

環境学習や環境保全活動実践のために必要な教材やプログラムを作成するため、すべての主体が、正確な環境情報を、必要なときに必要な形で入手できる情報基盤の整備、情報提供に関する体制の充実が必要です。

また、環境学習・環境保全活動に係る場・機会に関する情報や、環境学習の指導者・環境保全活動の実践者など人材に関する情報、環境学習のための教材やプログラムに関する情報等は、環境保全の取組を促進する上で大変重要であり、県は自らの環境情報を提供するだけでなく、国や他の地方公共団体、学校、事業者、民間団体等が持つ情報や知識、取組などについても効果的に提供できるシステムの構築に努めます。

[方策例]

ア	県の環境白書や自然環境情報マップ、各種関連冊子やリーフレット等による環境の現状や環境保全の取組に関するわかりやすい情報の提供
イ	和歌山県の環境情報ホームページ「わかやまエコネット」等の整備をはじめとする各主体の環境情報の照会に対応できる総合的な環境情報データベースの構築
ウ	和歌山県地球温暖化防止活動推進センターとの連携、協力により身近な環境情報を提供する「ECOわかやま」など環境情報誌の発行
エ	市町村及び事業者、民間団体等による環境保全に関するプログラム等の収集及び、その作成支援のためのデータの共有、交流など情報ネットワークシステムの整備
オ	環境保全の学習や活動に係るインストラクターやファシリテーター、インタープリター等を育成、活用するための環境保全活動・環境教育推進法に基づく登録人材認定等事業に関する情報等の収集と提供
カ	国や他の自治体が実施する環境学習・環境保全活動に関する施策・事業、マニュアルやプログラムなどの情報等の収集、整理と提供

⑤ 拠点機能等の整備と活用

それぞれの地域や主体において、環境学習・環境保全活動に取り組んでいくための拠点となるような施設の充実や機能の強化を図るとともに、施設間の連携を進め、より効果的な活動がなされるようその支援に努めます。

〔方策例〕

ア 和歌山県環境学習情報センター機能による関連書籍・ソフトウェア等の教材や環境測定機器・実験機器等の施設設備、環境コンテンツの収集、整備と活用
イ 和歌山県環境学習車「紀の国エコワゴン」及び搭載する実験機器や測定機器、太陽光・風力発電システム、解説パネル等の適切な管理と運用
ウ 県立各青少年の家や県立自然博物館などの社会教育施設及び森林や河川、海域、農地など自然や環境保全に関する学習や活動が可能な施設等の充実と活用
エ 和歌山県地球温暖化防止活動推進センターとの連携、県立自然公園内のふるさと自然公園センターや国立公園内のビジターセンター等における関係機能の活用
オ 国や市町村、民間団体等が設立、運営等している環境学習関連施設、自然体験活動を行う各種施設との連携及び、環境学習を推進するための効果的な活用の促進

(2) 事業者への方策

① 一般事業者への方策

事業活動は、地域の活性化や環境保全の推進に大きく関与します。県では、事業者が自主的、積極的に環境保全に関する学習を進め、それを事業活動に活かすとともに、各主体と連携、協力して環境保全活動を実践してけるよう、また、その事業活動が地域の活性化とその環境保全に寄与できるよう支援します。

〔方策例〕

ア 環境に配慮した経営を推進するための環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001や環境省が策定したガイドラインに基づくエコアクション21等の認証取得又は登録維持に関する普及啓発
イ 企業の社会的責任（CSR）の考え方を踏まえた地域における環境学習・環境保全活動への参画を促進するための情報等の提供
ウ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」等に基づく環境配慮等の状況、環境報告書などの公表等に係る普及啓発
エ 環境保全に資する技術や製品、サービス等を提供する環境ビジネスと省エネルギー・新エネルギーの普及啓発
オ 「和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例」に基づく県認定リサイクル製品のパンフレットやホームページによる購入や使用の普及啓発

カ	節電、節水、ごみの分別、グリーン購入など環境保全の活動に事業者が積極的に取り組むための「エコオフィス宣言」の推進
キ	「企業の森」事業等を通じた事業者による社会貢献としての森林環境保全活動や環境学習の場と機会の提供
ク	紀の国アドプト支援事業等の推進による道路、河川、山、海浜などの場における、事業者が自主的、積極的に環境保全活動に参画できる機会の創出
ケ	見学を受け入れている工場などでの施設見学や講座実施により環境学習を支援できる事業者の拠点施設等の活用の促進

② 農林漁業者への方策

農林水産業は自然と直接に関わりを持つ業種であり、事業の場が地域環境そのものを形づくっているともいえます。そのため、それら地域の持つ多面的機能を十分理解し、業の営みにあたって環境保全への配慮がなされるような施策、事業の推進に努めます。

[方策例]

ア	環境と調和のとれた農業生産活動に関する情報の提供及び和歌山県エコファーマー認定制度等による環境保全型農業の推進
イ	農林水産業により排出される未利用資源の再利用や有機性資源のリサイクルの研究及びバイオマスの利活用など、循環型社会に配慮した農林水産業の技術の開発と普及
ウ	農業や林業、漁業の担い手の確保、育成による農地や森林、漁場等の保全の促進
エ	農林漁業従事者との連携、協力による地域の環境資源を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムによる地域間交流の促進
オ	海洋資源保全のための広葉樹等植栽による漁民の森づくりの活動支援及び海、川、森の地域の交流による環境保全の普及啓発
カ	「企業の森」事業等による森林整備等に関する雇用の創出と、地域における森林環境保全活動の取組の推進

(3) 民間団体への方策

民間団体には、NPO等市民活動団体や自治会等地域団体など様々な団体があります。

地域において自主的に環境学習や環境保全活動を実践している民間団体は、自らの活動による成果に加えて、県民等の意識向上や実践行動に大きな役割を果たしており、さらに活躍が期待されるところです。

県としても、それぞれの団体が持つ専門性や機動力が十分に活かされるよう、各主体間の連携、協力を積極的に対応していきます。

[方策例]

ア	広聴制度のほか様々な機会を捉えた民間団体の環境学習・環境保全活動に係る意見等の把握
---	---

イ	民間団体が行政や県民、事業者等とで取組む環境学習、環境保全活動に関する協働事業等の推進
ウ	民間団体が主催する環境保全に関する学習会、環境美化活動、リサイクル活動、植樹活動、自然保護活動等に関する情報の収集と発信
エ	「企業の森」事業等を通じた民間団体による社会貢献としての森林環境保全活動や環境学習についての場や機会の提供
オ	紀の国アドプト支援事業の推進による、道路、河川、山、海浜の分野における民間団体の環境保全活動の参画機会の創出

2 学校における環境学習・環境保全活動推進のための具体的方策

環境学習は、発達段階に応じ、身近な自然に対する感性を養うことから、より良い環境を創造する活動に主体的に参加し、環境に対して責任ある行動がとれる態度を育成するまで、段階的に進める必要があります。特に、自然環境と共生し、一体感を肌で感じるような体験は環境保全の学習や活動の基礎となることから、幼少期より自然体験の機会を数多く提供することが大切です。また、学校や地域の実態に即して環境保全に関する様々な社会体験や活動の機会を提供することも重要です。

学校が地域に学び、地域が学校に学ぶことの必要性をも踏まえ、専門的な人材の確保、多様な情報の収集、施設設備や体験的なプログラムの充実が不可欠です。

県教育委員会では、関係部局と連携、協働して環境学習・環境保全活動を効果的に推進するため、次のような取組を実施していくこととしています。

(1) 人材の養成と活用

ア	各学校への「環境教育推進委員会」の設置と、環境保全についての感性や専門知識、行動力、指導技術に優れた人材の育成
イ	学校や地域における環境学習の推進役として重要な役割を果たせるよう各学校に設置した「環境教育推進委員」等を対象とする研修会の実施
ウ	教職員の環境に関する見識や指導力など資質の向上と、環境に係る授業の改善や充実のため「和歌山県教育センター学びの丘」における環境学習講座の開設
エ	学校や地域の実態に即し、優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に活用する特別非常勤講師制度や、和歌山県環境学習アドバイザー派遣制度等の活用

(2) 専門家や関係者との連携

ア	必要に応じて大学、研究機関、企業など環境問題に関する各分野の専門家の協力を得て行う環境学習の推進
イ	実際に環境問題に取り組んでいるNPO等市民活動団体や自治会等地域団体との連携による環境保全への実践力を育成するための環境学習の推進
ウ	学校外の環境分野の専門家等と学校や地域における環境学習とをコーディネートする

(3) 教材の共有、開発と活用

ア	児童生徒及び保護者、教職員を対象とした環境学習・環境保全活動推進の教材や各種パンフレット等の作成と活用
イ	環境学習を体系的、効果的に進めるための目標や事例、各種情報等を示した小学校・中学校指導者用の「わかやま環境学習プログラム」の活用と、これを活用したモデルカリキュラム等の研究、開発
ウ	各学校で作成している環境学習に関する教材の共有化や、発達段階に適した新たな環境学習教材等の開発と活用の促進
エ	森林・林業教室をはじめとする農林水産業体験や水生生物調査、星空継続観察などの体験型学習を中心とした様々な環境学習プログラムの活用
オ	和歌山県環境学習車など県が整備した環境学習教材や各種機器・器材、自然エネルギーシステム等の活用

(4) 体験的な学習の場・機会の充実

ア	環境学習を効果的に実施するため、地域の様々な主体の協力を得ながら遊びや体験を通して学ぶ場・機会の提供
イ	自然や歴史文化など地域に存在する環境資源やビオトープ、学校園、学校林など学校が有する施設等の活用による自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動など多様な体験的学習の場・機会の提供
ウ	国有林、国立公園、国定公園、県立自然公園や河川等公的な場及び青少年教育施設など県や市町村が設置している施設等の体験活動の場としての活用
エ	各教科及び総合的な学習の時間や特別活動等における環境学習に役立てる自然体験や歴史文化体験、農林水産業体験、事業者の施設等への社会見学などに関する情報の整備、提供と活用の促進
オ	地域とともに日常的な環境学習を進めるための「環境クラブ」のような課外活動等の設置についての検討

(5) 学習環境の整備

ア	児童生徒の学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするためのエコスクール（環境を考慮した学校施設）の推進
イ	地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり、既存の学校施設の新築、改修の際の環境保全に考慮した施工など、学校の屋外教育環境の充実
ウ	太陽光発電や風力発電等のシステム、雨水貯留タンクや生ゴミ処理機器などの環境保全、環境負荷低減に関する環境学習教材としての活用
エ	児童生徒と地域住民の双方が参加できる環境学習会の開催など、地域ぐるみの活動の場としての活用

(6) ネットワークの構築と活用

ア 各学校における環境学習指導についての情報交換や教材の相互利用を図るためのインターネットによるネットワークの構築、整備
イ 「環境教育」、「環境学習情報」等に関するホームページの整備と活用
ウ 県や市町村、環境省及び関係府省庁が持つ環境学習に関するデータベースの活用

(7) 全国的な事業の活用

ア 環境省が児童生徒を対象として実施している「こどもエコクラブ」など全国的な事業等の有効な活用による効果的な環境学習の推進
イ 調べる、学ぶ、体験や遊びの機会づくりなど、地域社会における環境学習の充実を図るため各省庁が実施している「子どもの水辺再発見プロジェクト」、「子どもパークレンジャー」、「遊々の森」、「学びのもりの推進」、「子どもホタレンジャー」等の活用促進

第3章 環境学習・環境保全活動推進のために期待される各主体の役割

環境学習・環境保全活動の取組を活性化するためには、県や市町村、県民、事業者、民間団体等の社会を構成する各主体が、それぞれの立場、場面において環境問題を自らのこととして捉え、その役割を理解した上で、連携、協力して活動していくことが大変重要です。そこで、各主体に期待される環境学習・環境保全活動における役割を整理します。

1 県の役割

(1) 行政機関としての県

県は、この方針のもと、リーダーシップを発揮し、地域社会、地域経済の活性化に配慮しながら環境学習を推進し、環境保全活動を促進することによって、よりよい地域環境づくりをめざします。

(2) 事業者としての県

県は行政機関であると同時に、経済活動を行う事業者でもあります。県の環境保全に関する率先行動は、各主体の自主的な環境学習・環境保全活動を促すためにも大変重要であることから、和歌山県環境基本計画に基づき、公共事業の実施や庁舎・公共施設での環境配慮など、自らの環境負荷の低減に取り組めます。

〔実践例〕

ア 「和歌山県地球温暖化防止実行計画」に基づく電気や燃料、水道やコピー用紙の数値目標設定による使用削減、月間集中取組の実施
イ 日常業務における冷暖房の室温設定を考慮するクールビズやウォームビズの取組
ウ 公共交通機関や自転車又は徒歩で通勤する「ノーマイカーデー運動」の実施
エ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいた「和歌山県グリーン購入推進方針」による環境にやさしい物品等の優先的な調達
オ 和歌山県認定リサイクル製品の優先的な使用、購入及び県産品の利用促進による地産地消の促進
カ 「地域整備における環境配慮の手引き」等を参考とする環境に配慮した公共事業の計画、設計、施工の推進
キ ISO14001の規格に基づく環境マネジメントシステムの運用によるオフィス活動やイベント開催等における環境負荷低減等の取組の継続的实施
ク 庁内各課室の「環境活動推進員」の研修会における本方針の周知や職場研修等を通じた全職員の環境学習や環境保全活動の取組の促進

2 市町村に期待される役割

市町村は、地域住民や事業者、民間団体等と日常的に深いかかわりを持つことから、地域に密着した環境学習・環境保全活動の取組を進めるために重要な役割を担っており、地域住民の環境ニーズを的確に把握し、地域の自然的社会的条件に合った環境学習・環境保全活動を推進する必要があります。

また、県同様、行政機関であると同時に、地域において経済活動を行う事業者としての立場、役割があります。

(1) 行政機関としての市町村

〔実践例〕

ア 環境学習や環境保全活動の推進に係る担当の設置、専門スタッフの配備、担当者のスキルアップのための各種研修の実施
イ 環境担当課と教育委員会、関係課室との密接な連携、他の自治体等における先進事例の研究や各市町村相互の連携、協力による環境保全に向けた取組の実施
ウ 社会的自然的条件に応じた地域の発意に基づく独自の環境学習・環境保全活動推進に関する施策・事業の実施及びその方針、計画等の策定
エ 住民の環境学習や環境保全活動が容易かつ効果的に行われるよう意識の高揚のために必要な情報等の収集と提供及び環境保全の学習や活動の場・機会の提供
オ 環境学習や環境保全活動の指導者となる人材の確保、育成、すでに指導者として活躍している人材の把握とその活動の場・機会の提供
カ 地域の環境問題に取り組んでいる住民や事業者、民間団体等とのネットワークの構築及び各主体間の連携、協力の支援
キ 事業者、民間団体等との協働による住民への環境学習が可能な施設設備やプログラムの提供、清掃活動やリサイクル活動などの各種行事、普及啓発イベント等の開催

(2) 事業者としての市町村

〔実践例〕

ア 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001や環境省が策定したガイドラインに基づくエコアクション21等の認証取得又はその登録維持
イ 環境学習・環境保全活動に関するカリキュラムを組み入れた職員研修の実施と、通常業務や各種施策・事業における環境配慮に基づいた展開
ウ 「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」に示された対策と連携を図りつつ、地球温暖化対策推進法の求める省エネ・省資源などオフィスにおける環境負荷低減の実践や、県認定リサイクル製品、県産品の購入ほかグリーン購入の促進
エ 職員のマイカー通勤等の自粛、クールビズやウォームビズ、ライトダウンなど環境保全の普及啓発運動の実施
オ 公共施設での環境負荷低減や公共事業における環境への配慮

3 県民に期待される役割

日常生活に起因する環境負荷を低減する取組を推進するためには、県民一人ひとりが日常生活と環境との関係について十分認識し、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した活動を家庭においても取組むことが必要です。また、家庭で得た知恵や家庭での取組は、家族一人ひとりを通じて地域や職場、学校等で活かすことができ、逆に地域や職場、学校等で学んだ知恵や取組は、私たちの暮らしや生活文化に反映させることができます。このように、県民一人ひとりの取組は、すべての取組の原点とも言えるものであり、また、最も必要とされるものでもあります。

(1) 家庭における県民

〔実践例〕

ア 家庭において環境に関する話題を積極的に取り上げること、また世代間を通じた日常生活における環境に配慮する様々な暮らしの知恵の伝授
イ 環境ラベル等についての理解とリサイクル製品や環境負荷の少ない商品やサービスの選択、地産地消、マイバッグ運動や過剰包装の辞退などグリーンコンシューマーとしての行動の実践
ウ ごみの減量化・減容化の実践と電気や燃料、水の節約など日常生活における環境にやさしい行動の実践
エ 合併浄化槽の設置や下水道への接続、水切りネット等の使用、廃食油の適正処理など生活排水に起因する水質汚濁防止への配慮
オ 住宅建築における自然エネルギーの活用や雨水貯留システムの設置、植栽や生垣による家屋や宅地の緑化など住環境に関する環境配慮の実践

(2) 地域における県民

〔実践例〕

ア 地域や職場において環境問題を積極的に取り上げること
イ 自治会、子ども会などの地域団体や職場等における環境学習会・研修会等への参加を通じた環境保全への理解と認識
ウ 地域の文教施設や環境学習、自然体験活動等を行う各種施設等の利用と、地域の自然や文化財、歴史的なまちなみ等地域環境保全への理解と認識
エ 様々な主体による地域での清掃活動やリサイクル活動、自然観察会、植樹活動、緑化活動などの環境保全活動等への参加
オ 公共の場でのごみの分別回収への協力や野外活動でのごみ等の持ち帰りの実践など、環境負荷低減のためのごみの適正処理の推進
カ 地域における森林や農地、沿岸域などが持つ機能への理解と、里地里山など人の営みによって形成される身近な自然、景観等の保全行動の実践
キ 不要不急の自動車使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用など環境負荷の少ない交

通手段の選択
ク 自動車使用時のアイドリングストップ等エコドライブの実践 また自動車使用と徒歩や自転車、公共交通機関利用を併用するパークアンドライドの実施
ケ NPO等市民活動団体による環境保全活動への直接参加や間接的な支援による協力

4 事業者に期待される役割

事業者は、経済活動を行う主体者として社会経済システムを環境に配慮したものに転換していく上で重要な役割を担うほか、地域社会の構成員としても大きな位置を占めています。

事業者にとって、公害の防止はもとより普段の事業活動に起因する環境負荷の低減が課題であり、自らの社会貢献や社会的責任を認識し、事業活動において環境の保全や環境の価値を重視した活動が求められます。特に、事業者の環境配慮は、職場における環境負荷の低減だけでなく社会における信頼性の確保にもつながり、ひいては事業活動の発展にもつながるとの考え方で取組む必要があります。

また、事業者が行う職場での環境保全への取組は社会人に対する環境学習であり、環境保全活動に結び付ける有効な機会のひとつで、家庭や地域における取組にもつながるものです。

(1) 一般事業者に期待される役割

〔実践例〕

ア 環境法規の遵守や環境の保全に対する意識向上のための学習会、研修会等の実施
イ 環境保全に関する率先行動計画の策定とその実行及び、環境マネジメントシステムのISO14001やエコアクション21等の認証取得やその登録維持
ウ 環境カウンセラーや国等の事業者向け環境学習プログラムを活用した従業員に対する研修や訓練の実施
エ 環境会計の導入や環境報告書の作成等による自らの環境保全の取組の積極的公表や、県や市町村、県民、学校、民間団体等との連携による適切な環境情報の収集、提供
オ 事業者としての環境保全に関する社会貢献活動の推進と、従業員が個人として地域の環境保全活動等に参加しやすい職場の環境づくり
カ 工場や事業場等の見学施設の開放や各種イベントの開催などによる地域における環境学習推進への協力
キ 工場や事業場等の敷地内の緑化や省エネルギーの取組、自然エネルギーの利用、グリーン購入の推進、廃棄物のゼロエミッションへの取組等の環境配慮行動の積極的な実践
ク 不要不急の自動車使用の自粛及び、業務用車両への低公害車の導入とアイドリングストップ等エコドライブの実践、従業員の通勤や業務に係る公共交通機関の利用推進
ケ 環境負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売、消費等の取組と、環境保全技術の開発等による環境ビジネス振興への寄与
コ 原燃料や製品等の輸送における鉄道・海運の積極的利用や共同配送による効率化

(2) 農林漁業者に期待される役割

〔実践例〕

ア	事業活動が地域の自然環境の維持管理に重要であることを踏まえた自らの役割、責任の理解と認識
イ	事業活動が地域経済や地場産業の振興に資することを踏まえた様々な主体との連携による地域づくりの担い手としての活動
ウ	環境保全を促進する農業・林業・漁業の実施や、和歌山県エコファーマー認定制度等の認定取得とその実践
エ	環境保全型の手法の採用による、地域の自然環境や生態系に配慮した森林や農地、漁場等の利用と整備、継承
オ	生活体験や自然体験、職業体験など業種の多角的な側面を重視した体験活動の場や機会の提供など、環境学習振興に向けた生産活動の場の開放に関する協力
カ	食農教育における農林水産業及び生産地の果たす役割の重要性を踏まえた県民、学校、一般事業者及び民間団体等への食と農に関する情報や技術の提供
キ	地域の自然環境や地域資源を活かしたエコツーリズム、グリーンツーリズムに関する理解と協力並びに、地域間交流の促進

5 民間団体に期待される役割

様々な環境保全の学習や活動に関わっている民間団体は、それぞれの特徴を活かして公益的な視点から環境保全活動を組織的に行っており、地域の環境から地球環境の保全まで、それらを推進する上で大変重要な役割を担っています。また、民間団体は、行政や事業者、県民との中間的な立場にある主体として、今後とも様々な活動、場面における各主体相互の連携、協力に増々貢献していくことが期待されます。

〔実践例〕

ア	行政及び県民、事業者等と一体となったパートナーシップの構築におけるリーダーシップの発揮と環境保全への取組の提案や実施など、地域づくりへの参画
イ	県民や事業者及び行政が実施する環境保全等に関する活動、事業、施策等への協力、支援
ウ	自らの環境保全活動と関連するテーマに取組む他の民間団体との連携、協力による継続的实践
エ	団体として、自らのエコオフィス等の環境保全率先行動の実践
オ	民間団体の環境保全活動を対象とする各種助成制度の活用による子どもや地域住民が参加できる体験活動の場・機会の提供
カ	民間レベルでの環境保全活動に関する様々な国際協力の推進

6 学校の役割

学校は、児童生徒がその発達段階に応じて、環境に関する知識を学び、環境保全活動の重要性について理解を深め、日常生活の中での実践力を身に付ける場であると同時に、将来の人間形成に大きな影響を与える場でもあります。また、学校における取組は、児童生徒から家庭へそして地域社会へと伝えられ、大きな波及効果を生むことが期待できます。このようなことを踏まえ、各学校においては、地域や児童生徒の実態に応じ、総合的な、かつ創意工夫のある環境学習を推進することが大切です。

また、学校は、社会活動を行う事業所としての立場があり、地域社会の一員として環境保全活動を自ら率先して行うことのほか、民間団体、事業者、行政等と連携、協力して取り組んでいくことが重要です。

(1) 教育機関としての学校

〔実践例〕

ア 学校や地域の自然環境や社会環境の実態を考慮し、学校の教育活動全体を通して行う地域社会及び関係機関との連携を図った幅広い環境学習の推進
イ 環境学習において開かれた学校づくりの視点に立った学校が地域に学び、地域もまた学校から学ぶという相互関係の構築
ウ 自然環境などの特性に裏打ちされた地域の伝統や文化、先人の知恵に関する情報の収集及びその教材化と環境学習における活用
エ P T Aや他の民間団体、事業者及び行政等との連携、協力による環境学習の取組と日常生活に密着した環境保全活動の継続的な展開
オ 環境学習の成果を日常的に実践できる家庭と学校相互で同じ基準により環境保全の取組ができるよう、家庭との情報交換の緊密化

(2) 事業者としての学校

〔実践例〕

ア 循環型社会に向けた学校運営上のチェック項目等を含んだ学校版環境 I S O 基準「きのくにエコスクール基準」の幅広い活用
イ 教職員と児童生徒が一体となった学校全体の光熱水費の削減など、省資源、省エネルギー活動の実践による環境負荷の低減
ウ 学校敷地内の緑化や植樹、グラウンドや校地内の芝生化など、計画的な環境改善による環境配慮の学校づくり

第4章 本方針の効果的な推進のために

1 推進体制の整備

県は、庁内外の関係機関等との緊密な連携のもと、各主体の意見を反映しながら、環境学習・環境保全活動の推進に関する施策や事業を実施していきます。さらに、行政の実施する施策や事業はもちろん、県民や学校、事業者、民間団体等の取組について、各主体が連携、協力して効果的、総合的に取組めるようにするため、ネットワーク形成を推進します。

(1) 県の関係部局の連携強化

- ① 和歌山県環境基本計画のもと、環境生活部と農林水産部、県土整備部、商工労働部、企画部、教育委員会など関係部局で構成する「和歌山県環境施策推進会議」により、連絡調整を行い、環境学習・環境保全活動に関する施策・事業を計画的、総合的に推進します。また、必要に応じて、県環境施策実務検討会の設置や、個別ワーキンググループの設置など関係部局間の連携を十分に行い、協力して施策、事業の推進を図ります。
- ② 教育部局と環境部局で構成する「環境ワーキンググループ」や「環境教育連絡会」等において、環境学習・環境保全活動の推進に向けて緊密に情報交換等を行うなど、連携を強化します。

(2) 県と各主体との連携、協力

- ① 施策・事業の策定や実施にあたっては、各主体での取組が環境保全に大きな役割を果たすことを踏まえ、適宜、県民各界各層の意見を広く聴く機会を設けます。
- ② 和歌山県地球温暖化防止活動推進センターをはじめ環境保全活動団体等との連携の強化を図り、各主体間のパートナーシップの推進と民間活動の支援に努めます。また、各主体相互の情報や意見の交換を通して、それぞれの取組を高めるとともに協働で取組む事業等の推進に努めます。
- ③ すべての団体、個人がそれぞれの立場で環境保全に協力して行動することが重要であることを踏まえ、必要に応じて県と市町村、県民、事業者、民間団体等で構成されるネットワーク組織の構築に努めます。

(3) 県と市町村との連携強化

- ① 各市町村の環境担当を対象とした「市町村環境担当会議（仮称）」等の開催や、各振興局など、地域の拠点を中心として市町村との緊密な情報交換に努め、連携の強化を図ります。
- ② 市町村における環境学習・環境保全活動に係る施策、事業の実施にあたっては、関連情報の提供や技術支援等を積極的に行います。
- ③ 各市町村内においても環境担当課と教育委員会をはじめ関係課室との連携が強化され

るよう、県の関係部局が協力していきます。

- ④ 地域住民の環境学習・環境保全活動に身近で大切な役割を果たす、県立学校や市町村立学校その他の学校との情報交換や交流など、連携の強化を促進します。

(4) 国や他都道府県等との連携強化

- ① 環境省や文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、内閣府等の関係府省庁、さらには、環境調査研修所や近畿地方環境事務所、熊野自然保護官事務所、地球環境パートナーシッププラザ、環境パートナーシップオフィス、近畿環境パートナーシップオフィス、(独)国立環境研究所などの環境省の関係機関等との連携を緊密にし、情報の収集、交換等に努めます。
- ② 都道府県関係部局及びその環境学習・環境保全活動の拠点等との連携を強化し、情報の収集、交換等に努めます。

(5) 県内の関連機関等との連携

地域における多様な環境学習・環境保全活動の機会の充実やその広がりを図るため、行政機関以外にも大学等高等教育機関や民間団体及び、それらの有する環境学習・環境保全活動の拠点施設と連携、協力し、情報交換や交流を推進します。

2 方針に基づく取組の進行管理

(1) 環境学習・環境保全活動推進に関する施策・事業の点検・評価

本方針による県の各種施策・事業の進行管理については、和歌山県環境基本計画における進行管理の中で行い、ISO14001で構築された環境マネジメントシステムの手法を用いて点検し、取組の進行状況や評価等を取りまとめ、毎年、和歌山県環境白書等の中で公表します。

各種施策・事業を中心になって担当する各部局課室は、その進行管理に基づいて施策・事業を検証し、必要に応じて内容の見直しや新たな施策・事業の立ち上げを、関係部局と連携して行っていきます。

なお、市町村、事業者、民間団体等による環境学習・環境保全活動推進に関する各種施策・事業の取組状況についても、必要に応じて適宜把握し、今後の取組に活かせるよう集計結果等の情報交換に努めます。

(2) 方針の見直し

今後、取組の進行管理の状況や内外の情勢を考慮し、必要に応じて本方針の改定等、適切な措置を講じるものとします。

1 環境教育・環境学習をめぐる国内外の動向

(1) 国際的動向

環境教育（環境学習）については、1972年の国連人間環境会議における「ストックホルム人間環境宣言」でその重要性が指摘され、1975年国際環境教育ワークショップにおける「ベオグラード憲章」と1977年の環境教育政府間会議における「トビリシ宣言及び勧告」で内容が明確化されました。その中で、環境教育の目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と問題解決のための能力を育成することであると明確に示されました。また、その学習や活動の場・機会を与えること、行動に結びつく人材を育てることが重要であるとしています。

人間環境宣言から20年を経た1992年「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」における「リオデジャネイロ宣言」では、各国各地域の様々な主体による環境保全へのパートナーシップに基づく取組が重要かつ不可欠であるとし、また、その行動計画である「アジェンダ21」では、教育、意識啓発及び訓練の推進について採り上げ、環境教育について国際的に推進していくことが必要であるとしています。

1997年の「環境と社会に関する国際会議」における「テサロニキ宣言」では、環境教育に対し、「環境と持続可能性のための教育」という概念が示され、持続可能な社会づくりと環境教育が不可分であることが示されました。

地球サミットから10年を経た2002年「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では、貧困の撲滅、持続可能な生産と消費への転換、天然資源の保護、温室効果ガスの削減等の課題が再確認されました。この会議で日本が提案した「持続可能な開発のための教育の10年」が同年の国連総会で決議され、これを受けて、持続可能な開発のための教育を進めるため、各国が幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進めていく取組が2005年からスタートしています。

このように、「持続可能な社会」という視点を環境教育に積極的に取り入れ、そこから環境・経済・社会のあり方を変えていくという動きが国際的に進んでいます。

〔持続可能な社会〕

私たちがめざしていく「持続可能な社会」とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会のことです。この社会の在り方として、国際的には「持続可能な開発（社会の構築もしくは発展）」が提唱されていますが、その内容に関し、理念や考え方に次のような共通的理解があります。

- ①将来世代に配慮した長期的な視点を持ち、環境のもたらす恵みを継承すること。
- ②自然の営みとのきずなを深める社会や文化を目指し、環境を維持し共存共栄を図ること。
- ③人間として基礎的なニーズを充足させつつ浪費の排除を図り、社会経済の持続可能性を高める発展の道を探ること。
- ④多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担により、自発的行動の連携を図ること。

(2) 国内の動向

公害が激化した昭和30年代から40年代、わが国の環境教育は公害教育という形でスタートすることとなりましたが、同時に自然保護教育の必要性が叫ばれるようになり、社会的にもより広範な環境教育が重要視されるようになりました。その後、昭和63年には環境庁(当時)の環境教育懇談会において、環境教育の理念と基本方針等を盛り込んだ環境教育の指針「みんなで築く『よりよい環境』を求めて」がまとめられています。

平成5年11月に環境基本法が制定され、同法第25条に「環境保全に関する教育・学習等の振興」が主要施策の一つに位置づけられました。その翌年12月には、環境基本計画が閣議決定され、平成12年12月には第二次計画が、平成18年4月には第三次計画が策定されています。

第一次計画では、社会経済活動やライフスタイルの在り方を問い直し、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えることや、社会の中での資源の「循環」、自然生態系との「共生」また「国際的取組」と並び、あらゆる主体が環境保全に関する活動に自主的、積極的に「参加」する社会を実現することを環境政策の長期的目標として打ち出しています。その中で、特に環境教育は「参加」を促す重要な施策として位置づけられ、国は各主体の自主的、積極的参加を促すため、環境教育等を推進し、環境保全の具体的行動を促進するための施策を講ずることとしています。

第二次計画では、さらに環境教育の推進のため、「人材の育成」や「プログラムの整備」と「情報の提供」や「場や機会の提供と拡大等」の具体的内容が盛り込まれました。

第三次計画では、今後の環境政策の展開の方向として、第一に、環境と経済の好循環に加え、社会も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を掲げるとともに、事象横断的な重点分野政策プログラムの一つに「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」が位置づけられ、展開すべき取組として「活動と一体となった環境学習推進」、「コミュニティ・ビジネス等持続的な取組推進」、「地域活性化と一体となった活動推進」などが盛り込まれています。このほか、重点的取組には「市場において環境の価値が評価される仕組みづくり」や「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」が位置づけられています。

この間には、平成10年3月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、自発的な環境学習・環境保全活動の取組を担う有力な主体として、特定非営利活動(NPO)法人が登場し、環境保全に関する様々な取組の推進において、重要な位置を占めるようになっていきます。

平成11年12月の中央環境審議会答申では、今後の環境教育の推進の方向性として、「場をつなぐ」、「主体をつなぐ」、「施策をつなぐ」の3つが示され、平成14年12月の同中間答申には「NPOの役割の拡大」や「国民、事業者、民間団体等及び行政など、各主体の対等な立場でのパートナーシップ構築の必要性」が具体的に示されました。

これら答申を受け、平成15年7月に環境保全活動・環境教育推進法が制定され、国や地方

公共団体の役割等が規定されました。その翌年9月には、同法第7条に基づき「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（「基本方針」という。）」が閣議決定されています。

環境保全活動・環境教育推進法は、制定の翌年10月に完全施行され、国や地方公共団体は国民各界各層が環境保全に関する理解を深めるための環境学習の推進や、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会・情報の提供等の措置を講ずるよう努めるものとしています。中でも、事業者を環境学習の担い手として位置づけたこと、協働（パートナーシップ）という言葉が法律用語として初めて使用したこと、連携、協働の取組の在り方について周知に努めるよう明示したことは大変重要です。すなわち、この法律は、「してはいけないこと」を定めているのではなく、「行ったらよいこと」、「環境保全のためのひとつづくりを成功させるための鍵が協働にあること」を示し、そこに参加することを促す道具立てを定めているといえます。

このほか、平成12年6月に制定された「循環型社会形成推進基本法」においても「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」の条項が定められています。また、平成14年12月に制定された「自然再生推進法」では、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求め、その中で「自然環境学習の重要性」が再確認されています。

また、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る施策の実施に関して、関係行政機関の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「国連持続可能な開発のための教育の10年関係省庁連絡会議」が設置され、平成18年3月には、その実施計画を策定、公表し、取組が始まっています。

一方、学校教育においては、平成元年の学習指導要領改訂で、各教科における環境に関わる内容が重要視されるようになり、これを受けて、平成3年には文部省（当時）から「環境教育指導資料」中学校・高等学校編が、翌年には小学校編が、平成7年には事例編が発刊されました。

平成10年の学習指導要領改訂では、「総合的な学習の時間」が創設され、環境をはじめとする教科の枠を超えた横断的、総合的な課題に関する体験的な学習や問題解決的な学習が、平成14年度から小学校・中学校で、平成15年度から高等学校で、それぞれ学年進行で本格的に実施されています。

なお、「学校教育法」と「社会教育法」の平成13年7月一部改正において「ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実」、「社会教育団体その他関係団体・機関等との連携の配慮」について規定され、学校教育と社会教育が相まって、環境学習・環境保全活動の振興に努めていくことが重要であることが、これら法律の中にも表れています。

2 県民の意識調査結果などから

和歌山県地球温暖化対策地域推進計画の策定時に実施した意識調査（平成17年9月）の県民アンケート結果（回答数299名）によると、次の図1-(1)、(2)にみるように、県民の地球環境問題に対する関心や認識は非常に高く、「地球環境保全には生活水準を変更して保全すべきである。」と多くが回答しています。しかしながら、日常生活における環境への配慮や行動については、図1-(3)のように必ずしも習慣化されていないことが読みとれます。

また、行政に対する要望をみると、図1-(4)のように「環境教育・学習の充実」が最も多く、約半数が選択しており、環境学習の推進が大変重要と考えていると判断できます。

一方、「地球環境保全のために活動している市民団体等」や、「事業者の環境自主行動計画等策定」に対する支援などについては意識が低く、事業者や民間団体等の活動と、環境学習・環境保全活動の充実を兼ね合わせていくことが重要であると考えられます。なお、これらの傾向はすべて、全国的なデータとほぼ同様の結果を示していると思われます。

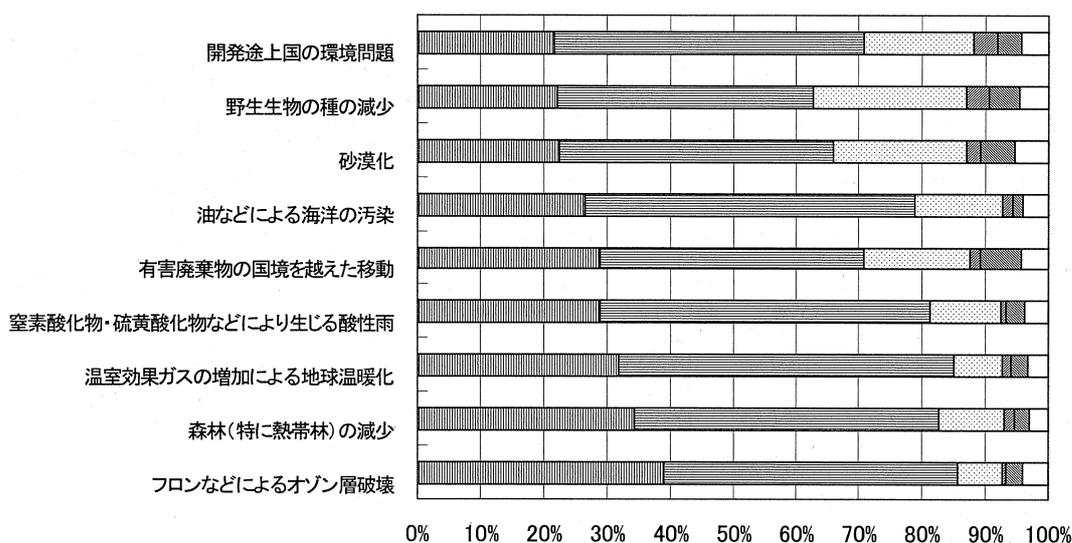


図1-(1) 地球規模の環境問題について

■非常に興味がある ■興味がある □あまり興味がない ■興味がない ■わからない □無回答

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、森林減少、海洋汚染の各問題については、それぞれほぼ80%以上が「非常に興味がある。」もしくは「興味がある。」と答え、有害廃棄物の越境移動、途上国の環境問題、砂漠化、野生生物種の減少についても同様に70%前後の数値を示しています。

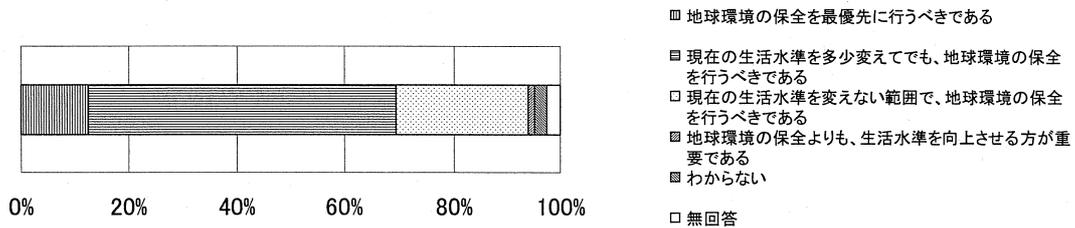


図1-2 生活水準と地球環境の保全との関係について

地球環境保全に関しては、「最優先に行うべきである」、または「現在の生活水準を多少変えてでも行うべきである」との回答は併せて約70%を占め、「生活水準を変えない範囲で行うべきである」は約24%を示しています。

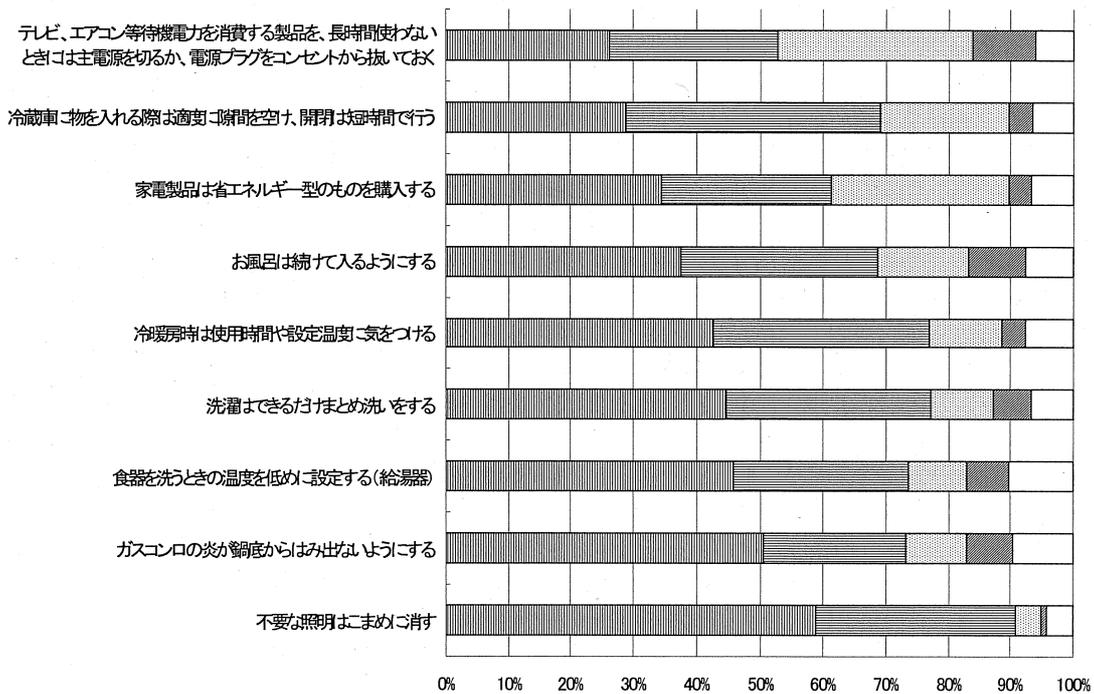


図1-3 地球温暖化防止のための配慮や行動について

8割以上実行している 5割程度実行している 今後実行しない 実行する予定はない 無回答

「エアコンの温度設定」や「洗濯物のまとめ洗い」、「近くの用事は徒歩か自転車を利用」、「自家用車よりバス鉄道の利用」など地球温暖化防止のための日常生活における配慮や行動に関する各項目には、「8割以上実行できている」との回答が過半数を割るものがほとんどでした。

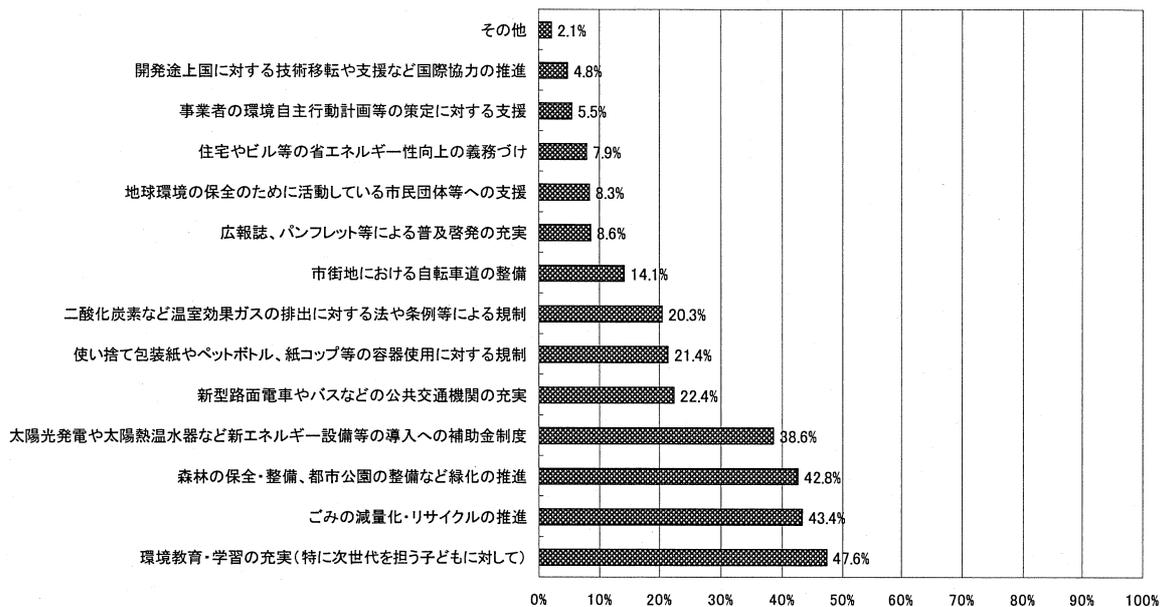


図1-(4) 地球温暖化防止のため行政に対する要望について(複数回答3つまで)

行政に対する要望では、「環境教育・学習の充実」が約48%を占め、「新エネルギー設備等の導入に対する補助金制度」、「森林整備・都市公園整備等緑化の推進」、「ごみの減量化・リサイクルの推進」がそれぞれ40%程度で、「保全のため活動している市民団体等への支援」は約8%に留まっています。

3 県の人・場・機会・教材等の情報ガイド

(1) 県の環境学習・環境保全活動に関する人材情報

○ 和歌山県環境学習アドバイザー

環境学習を推進するため、市町村や学校、事業者、住民団体などが実施する研修会や学習会等に派遣する環境分野の有識者で、県が登録している人材です。派遣申請は開催の1ヶ月前まで。講師の派遣費用は県が負担します。

※問合せ先：

和歌山県 環境生活総務課 環境計画班 TEL:073-441-2674 FAX:073-433-3590
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 E-mail:e0320003@pref.wakayama.lg.jp

・環境学習アドバイザー派遣について：

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/gakusyu/advis/advise.html>

○ 和歌山県地球温暖化防止活動推進員

県民一人ひとりが日常生活を見直し、省エネルギー推進や自然エネルギー普及の取組を進めるため、専門的知識を備え、ボランティアとして県民に対し地球温暖化防止に関する助言や情報提供、県や市町村の施策への参画・協力などを行う、県が委嘱した人材です。この人材養成は、和歌山県地球温暖化防止活動推進センターを中心とする養成講座によって行われています。

※問合せ先：

和歌山県 環境生活総務課 温暖化対策推進班 TEL:073-441-2690 FAX:073-433-3590
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 E-mail:e0320001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（NPO法人わかやま環境ネットワーク）

〒641-0051 和歌山市西高松1-6-4 TEL/FAX:073-432-0234

○ 環境カウンセラー

環境保全に関する豊富な専門知識や経験を有し、環境保全活動に取組もうとする県民や事業者、民間団体等に対し、助言などを行うために環境省が登録している人材であり、「事業者部門」と「市民部門」に区分されています。

・環境省環境カウンセラー：<http://www.env.go.jp/policy/counsel/index.html>

・環境カウンセラー登録者：http://www.eic.or.jp/counselor/search_result.php3

※「環境カウンセラーわかやま」

連絡係（大橋友紀） TEL:073-425-6934 FAX:073-425-6934

〒640-8135 和歌山市鷹匠町1-4-14 E-mail:ohashi@jtw.zaq.ne.jp

○ 森林インストラクター

森林を利用する一般の方に対して、森林や林業に関する適切な知識を与え、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う方々です。社団法人全国森林レクリエーション協会がその育成、認定を行っています。

・(社) 全国森林レクリエーション協会：<http://www.shinrinreku.jp/top/index.html>

・全国森林インストラクター会：<http://www.shinrin-instructor.org/>

※「和歌山県森林インストラクター会」

事務局（岡田和久方） TEL:073-432-6028 FAX:073-432-6028

〒640-8332 和歌山市楠右衛門小路1 E-mail:forest-o@ares.eonet.ne.jp

○ 環境マイスター

省エネルギー型電気機器等の優先的な販売、購入を促進するため、消費者に対して、省エネルギー性能等の環境情報を提供できる省エネ家電製品アドバイザーです。

この人材養成は、和歌山県地球温暖化防止活動推進センターが関係機関の協力を得て開催する養成講座によって行われています。

※問合せ先：

和歌山県 環境生活総務課 温暖化対策推進班 TEL:073-441-2690 FAX:073-433-3590

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 E-mail:e0320001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（NPO法人わかやま環境ネットワーク）

〒641-0051 和歌山市西高松1-6-4 TEL/FAX:073-432-0234

○ 河川環境保全アドバイザー

県では、河川環境に関する知識と自然豊かな川づくりに対する熱意を持つ地域の住民の参加を得て、河川環境に関する情報を把握し、河川環境の保全、創出及び秩序ある利用をきめ細かく行うための調査・設計及び工事施工に役立てることを目的として、河川環境保全アドバイザー制度を設置しています。この制度で魚類、鳥類、植物、貝類、哺乳類、昆虫類、は虫類、両生類、地形・地質、歴史・文化・教育、河川愛護の各分野の専門知識を持っている方々を、県から河川環境保全アドバイザーとして依頼しています。

※問合せ先

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課 河川企画班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL:073-441-3134 FAX:073-433-2149

・河川環境保全アドバイザー制度について

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/advicer/kankyohozen.htm>

(2) 県の環境学習・環境保全活動に関する場・機会・教材等の情報

県において実施している環境学習・環境保全活動の推進に関する施策等のうち、特色あるものについていくつか紹介します。

- ① 体験から学ぶ「わかやま環境学習プログラム」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35ページ
- ② 和歌山県環境学習車「紀の国エコワゴン」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36ページ
- ③ 地球温暖化についてわかりやすく紹介 リーフレット「STOP!地球温暖化」・・ 36ページ
- ④ エコツアーリズム推進事業「南紀熊野におけるエコツアーリズムの推進」・・ 37ページ
- ⑤ ラムサールの海体験～海中観察会～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38ページ
- ⑥ 親しめる水辺推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39ページ
- ⑦ 体験型学習「いこうや・くまの!緑の探検隊」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40ページ
- ⑧ 広がる体験型観光「ほんまもん体験」と修学旅行誘致・・・・・・・・・・・・ 41ページ
- ⑨ くろしおふれあい講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42ページ
- ⑩ 一日熊野森林アカデミー「森林・林業おもしろ科学研究室」・・・・・・・・・・ 43ページ
- ⑪ 和歌山県中山間ふるさと・水と土保全対策事業「田んぼの生き物調査」・・ 43ページ
- ⑫ 森林・林業教育実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44ページ
- ⑬ 「紀の国森づくり税」及び「紀の国森づくり基金」・・・・・・・・・・・・ 44ページ
- ⑭ 始めませんか新しい環境貢献「企業の森」事業・・・・・・・・・・・・ 45ページ
- ⑮ 「紀州・山の日」普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46ページ
- ⑯ 海のめぐみネットワークイベント～アマモ移植による豊かな海づくり活動～・ 47ページ
- ⑰ 『和歌山県自然にやさしい技術者認定制度』次の世代にかけがえのない県土を引き継いでいくために・・ 48ページ
- ⑱ 住民参加の地域環境の保全「きのくにアドプト支援事業」・・・・・・・・・・・・ 49ページ
- ⑲ 青少年ボランティア体験事業「わくわくボランティア」・・・・・・・・・・・・ 50ページ
- ⑳ 高校生「高野・熊野ワールドヘリテージレンジャー」・・・・・・・・・・・・ 51ページ

①

体験から学ぶ「わかやま環境学習プログラム」

環境部局と教育部局では、協働取組の一環として、環境学習の事例を紹介する教師用指導書を策定しています。平成16年度～平成17年度にかけて作成したのが、わかやま環境学習プログラム～小学校・中学校指導者用～です。

プログラムには体験を通して学ぶ教材を数多く盛り込み、学校ビオトープづくり、環境マーク調べ、環境の詩、PETの糸づくり、ソーラークッキング、地産地消、搾油体験、緑のカーテンなど多彩な内容と県内外の関連教材・事業ガイド等で構成されています。また、外来生物法や食育基本法の施行に関



し、環境学習での視点において指導すべき内容も加味されています。

(環境生活総務課)

②

和歌山県環境学習車「紀の国エコワゴン」

○事業名：わかやまエコマインド創造事業

○対象：一般県民（幼児から大人まで）

○概要：地球温暖化などの環境問題を解決するためには、一人ひとりのライフスタイルを変える必要があります。そのためには、環境について考える場や機会を多くもち、意識の変革を促すことが必要です。

この事業は、①自然エネルギーによる発電システム、②環境測定機器等、③会場設営機器、④環境問題をとりあげた書籍及びDVD、⑤環境問題を解説したパネル等を積載したハイブリッド自動車を用いて、環境保全の普及啓発を行う事業で、この車で県内の各種のイベント等に出向いたり、学校や教育委員会にこの車と機材を貸出するというものです。



環境学習車「紀の国エコワゴン」

（環境生活総務課）

③

地球温暖化についてわかりやすく紹介リーフレット「STOP！地球温暖化」

環境生活総務課では、「地球温暖化ってなに？ どんなんことが起こるの？ どうすればいいの？」など地球温暖化について、わかりやすく紹介したリーフレット「STOP！地球温暖化」を作成し、県地球温暖化防止活動推進員や環境保全活動団体等に配付するほか、普及啓発のイベントなど効果的な場で県民の皆さんに配布しています。

地球の平均気温は徐々に上昇しており、私たちの生活に様々な影響を及ぼすと予測されます。

そこで、将来どのような影響がでるのか紹介するとともに、地球温暖化の原因、わが国の温室効果ガス排出量の推移、家庭でできる温暖化対策や電化製品、自動車の買換え時のポイントなども紹介し、地球温暖化防止の取組として、地産地消や有機農業、森林の役割、木材利用についてもクローズアップ。風力発電や太陽光発電など、新エネルギーへの転換についても掲載しています。



（環境生活総務課）

④

エコツーリズム推進事業
「南紀熊野におけるエコツーリズムの推進」

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032500/ecotourism/index.html>

- 期間：平成16年度～平成18年度 ○地域：和歌山県南紀地区
- 概要：本県の紀南地区が環境省「エコツーリズム推進モデル事業」のモデル地区に指定されたことを受け、エコツーリズム推進のための各種施策を実施しました。
- 地元協議会の設置運営 地元事業者、学識等から構成される「南紀熊野エコツーリズム推進連絡協議会」を設置・運営を行う。
 - ・南紀熊野地域ならではのエコツーリズムの概念を検討
 - ・南紀熊野地域ならではのエコツアーのモデルの作成、PR方策・販路等の検討
- シンポジウムの開催
 - 平成18年度は、南紀熊野地域におけるエコツーリズムへの関心を高めるとともに、PRを図るため、シンポジウムを開催。
- モニターツアーの実施 南紀熊野地域ならではのエコツーリズムのプラン、及び販路の検証対象とするため、紀南4地域において7プランのツアーを実施。
- 理念の普及・人材育成講座等
 - 平成16年度には、インタープリター養成セミナーの開催（2回）。
 - ①自然体験（那智勝浦町） ②森林・林業体験（新宮市（旧熊野川町））
 - 平成17年度には、研修会と講演会の開催。
 - ①自然ふれあいインタープリター研修会（那智勝浦町）
 - ②ラムサール条約登録記念式典におけるエコツーリズム講演会（串本町）
- PRの推進 エコツーリズム推進のためのHPの作成・開設、各種媒体への掲載等を行う。

エコツーリズムモデル事業 年度別事業計画(南紀地区)
(平成18年1月変更)

事業と役割分担	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1. 地元協議会の設置・運営 【和歌山県】	準備会の開催	協議会の設置・運営 エコツーリズム推進方策等についての情報交換、連携の促進	
2. シンポジウムの開催 【和歌山県】			シンポジウムの開催 モデルプログラムを広くPRし、集客につなげるとともに、地元の気運を高めるためのシンポジウムを開催
3. 調査・検討 【環境省】	各種調査・検討		
	課題整理、地元担い手の意向調査	モデルプログラム、課題解決に向けての調査・検討	
4. モニターツアーの実施 【和歌山県】 【環境省】		エコツーリズム・プログラムの研究 専門家、一般募集の参加者等によりプログラムを施行実施し、内容について検討	
5. 理念の普及、人材養成等 【和歌山県】	インタープリター養成講座の実施	エコツーリズムセミナーの開催	
6. PRの推進 【環境省】			PRの推進 ホームページ等によりPRを促進する

※【環境省】……環境省支援事業 【和歌山県】……和歌山県による事業



那智勝浦町にてセミナーの開催



パイロットプラン(熊野の森ツアー)

(自然環境室)

⑤

ラムサールの海体験～海中観察会～

サンゴ礁は種の多様性が豊かで、多くの魚類、甲殻類等に生息場所を提供するなど、種の保存に大きく寄与していることから自然観察・環境学習の格好の題材でもあります。

串本沿岸海域はすぐ沖合を流れる黒潮により、とりわけ暖かい環境が造られています。そのため、沿岸では熱帯性生物が豊富に見られ、その代表がサンゴです。当地には、熱帯の海と見まがうばかりの多種多様のサンゴが生息し、「サンゴの海」を形成しており、オオナガレハナサンゴなど日本ではとても珍しいサンゴ群落も多数見つかっています。

このようなサンゴ群集の特異性が国際的に評価され、2005年11月にラムサール条約に登録されました。この条約は、世界的に重要な湿地（湖や沼のみならず、サンゴ礁などの浅い海域も含まれる。）の生態系の保全と賢明な利用を提唱した国際条約です。最初の会議がイランのラムサールで開催されたことからその名がついています。

串本の海は、貴重な観光資源として、また、環境学習や環境保全活動の場として、次のような目標を持って、各種の事業が取り組まれています。

県の事業「ラムサールの海～海中観察会～」もその一つです。

○この豊かな海の恵みを人類の宝として保全し、未来へと継承していきます。

○種の保存を図っていくため、サンゴ群落とその周辺的环境を保全します。

○観光資源としてだけでなく、サンゴなど希少な資源を多くの人に伝えることにより、環境学習等にも積極的に活用します。

○国や市町村及び県民と協働して、オニヒトデの食害等からサンゴを保全するなど、環境保全の促進を図ります。



シュノーケリングによる海中観察会の様子



シュノーケルでみた串本海中公園の海中景観

☆ まず、「串本海中公園」の生き物、さわると危険な生き物の解説、シュノーケルの使用方法の講習を行い、そのあと、シュノーケルで海中を観察しています。

（自然環境室）

⑥

親しめる水辺推進施策

○事業主体：和歌山県（一部NPO協働モデル事業）

○事業対象：一般県民

○実施期間：平成18年4月～平成19年3月

※一部事業について平成19年度以降も継続

○施策概要：親しめる水辺施策は、県民の方の水環境配慮を推進するため、水質調査や水生生物調査などを実施し、県民の方に水に親しんで頂く機会を提供するとともに、わかりやすく情報発信する施策です。

□水生生物調査事業：環境省と連携して県民の方に参加を呼びかけ、水生生物調査を実施しています。この調査は、河川の石の裏等にすんでいる虫の種類を調べることでその河川の美しさを調べるものです。県内では年間千人程度の参加申込みがあります。

□親しめる水辺フォーラム事業：水生生物調査や和歌山の湿地水質など、各回にテーマを定め、水に関するフォーラムを実施しています。平成18年度は3回実施。

□水環境バスツアー事業：公募で参加者を募り、浄水場や下水処理施設など水に関する施設を見学するバスツアーです。

□親しめる水辺推進事業：ラムサール条約に登録された「串本沿岸海域」や重要湿地の水質調査を行い、わかりやすく情報発信することにより県民の方に水環境配慮推進を呼びかける事業です。平成19年度は「紀の国の名水」を再選定し、広報していく予定です。

□情報発信事業：水に関する事故や情報、イベントについて、ホームページや資料提供などで積極的に情報発信をしています。

※ 水生生物調査、親しめる水辺フォーラム、水環境バスツアーの各事業については、NPOと連携して実施します。また、親しめる水辺推進事業は、企画提案募集事業により委託実施しています。



水環境バスツアー（下水処理施設見学）



水生生物調査実施の風景

（環境管理課）

⑦

体験型学習「いこうや・くまの！緑の探検隊」

県では、平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録されたことを契機として高野・熊野地方を中心とした体験型学習に取組み、平成16年度から「いこうや・くまの緑の探検隊」事業を実施してきました。

この事業は、21世紀を担う子どもたちが「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される日本の原点とも言える奥深い文化と豊かな自然を誇る高野・熊野地方でホームステイを行って自然や人々の暮らしを体験し、地域の人々と交流する中から「わかやま」の自然・文化・社会・産業の魅力や特色を知るとともに、自ら考え・行動するきっかけをつかむことや参加する子どもたちを、緑の探検隊'W・kids'に任命し、県内外に広く故郷をアピールしていくことを目的としています。また、各地域で実施する団体を募集し、NPO等の団体が実施することで、団体の活動の充実や団体間同士の交流をも目的としています。

この事業の対象者は、県内外の小学5年生～中学生となっており、参加者は年々増加しています。(下記参照)

参加者からは、熊野古道や高野山を散策して、自分の知らなかった植物の新たな発見や写経体験・草木染め・こんにやく作り・風鈴作り等をして、「楽しかった」「また体験したい」の他「新しい友達が出来た」などの感想が多くありました。

なお、実施団体から事業後も参加者とホームステイ先や実施団体と交流を持っている話も伺っており、交流の輪が広がっている成果も出てきています。

参加者数の推移 (()内は県外) 単位：人

平成16年度	平成17年度	平成18年度
80(15)	96(-)	100(6)



写経体験



熊野古道散策

(青少年課)

⑧

広がる体験型観光「ほんまもん体験」と修学旅行誘致

県では、平成11年に開催された「南紀熊野体験博」を契機として体験型観光に本格的に取り組み、平成14年度から「ほんまもん体験」として整備してきました。

「ほんまもん体験」のコンセプトは、観光名所や旧跡を駆け足で見て回る観光スタイルから脱却し、各地域ごとにある自然・文化・歴史を五感でより深く体験することや、営まれている農林水産業の体験、また地域に暮らす人々との交流により、心身を癒し、知的好奇心を満たすような「旅」を提供することにあります。

訪れた人には、ふるさとへ帰ってきたような満足感を与え、地域の人には誇りと自信をもたらします。そして最終的には地域の経済振興に資することを目的としています。

「ほんまもん体験」は年々県内外に共感の和が広まり、毎年、体験プログラムが充実してきており、体験型観光の入り客数も順調に伸びてきています（下表参照）。

また、近年「ほんまもん体験」を活用した修学旅行・教育旅行の誘致にも乗り出しており、平成18年には関東から高校4校が修学旅行で来県するなど成果が出てきています。

体験プログラム数の推移

H14	H15	H16	H17
97本	259本	286本	308本

体験型観光客数の推移

H14	H15	H16	H17
107,886人	139,488人	187,888人	207,440人



ホエールウォッチング



清流でのカヌー体験

(観光交流課)

⑨

くろしおふれあい講座

○事業主体：和歌山県（県農林水産総合技術センター 水産試験場）

○実施対象：県内及び県外の方（小学生以上）

○実施期間：平成18年7月25日～8月25日の間に10回実施

○事業概要：くろしおの恵みを受けて育まれる、和歌山の海とさかなと漁業を見て、さわって、味わう体験学習。

□体験コース（海の調査体験、さかなの分類体験、海の幸料理体験、8回）、

・海の調査体験

調査船「きのくに」に乗船し、水温観測、プランクトン採集を通して学ぶ環境学習。

・さかなの分類体験

定置網に入った魚類の分類を通して、環境と漁業、魚類について学ぶ環境学習。

□博学コース：水産環境講座では「海の保全は陸上から」、「海の話」、地域自然講座では、「熊野の自然遺産を知る」、「ラムサール条約」をテーマとした4つの講座で、講演による環境学習（2回実施）。

□お手伝い隊コース：研究員が自由研究やクラブ活動をお手伝い（随時）。

（魚介藻類分類、発生、環境調査など）



海の調査体験：調査船「きのくに」乗船中



博学コース：「海の保全は陸上から」

（農林水産総務課）

⑩

一日熊野森林アカデミー

「森林・林業おもしろ科学研究室」

○事業主体：和歌山県（県農林水産総合技術センター 林業試験場）

○実施対象：一般県民（小学生以上） 30名程度

○実施時期：毎年1回（10～11月）の開催で、平成18年度は5回目。

○事業概要：林業試験場では、森林環境、林業技術及び木材利用などに関する各種研究を行っています。

「一日熊野森林アカデミー」は、一般県民の方々に試験場の研究内容をやさしく解説し、たのしく体験してもらうことにより、和歌山県の森林・林業をより身近に知ること、環境資源でもある森林の大切さを考えてもらう機会としています。

また、このような環境保全等に関わる研究を行っている試験場の役割についても理解していただきます。



—平成18年10月28日（土）林業試験場構内において一森の土のふしぎ（水を蓄える森林環境）の実験を見つめる参加者

（農林水産総務課）

⑪

和歌山県中山間ふるさと・水と土保全対策事業

田んぼの生き物調査

○事業主体：和歌山県（農林水産省の補助事業）

○事業対象：県内の小学校

○実施期間：6月～9月

○事業概要：農業農村整備事業で整備した水田や土地改良施設（水路、ため池など）に生息する生き物を小学校の協力得て調査し、農業農村が環境に果たしている多面的機能を小学生に理解してもらうとともに、今後の整備に当たっての生態系の保全手法等の検討に活用することを目的として実施。



農業用排水路の水質等環境調査



農業用排水路での魚類調査



田んぼ周辺でのカエル調査

（農村計画課）

⑫

森林・林業教育実施事業

○事業主体：和歌山県

○対象：小学生又は中学生（学年を基本単位として実施しています。）

○実施時期：通年（県と実施校で協議の上、実施日を決定します）

○事業概要：大気浄化（二酸化炭素の吸収）等の生活環境保全機能、湖沼、溪谷と一体となった自然美の構成等の保健文化機能、水源かん養機能等の公益性を有する本県の豊かな森林資源の大切さと、これを守り育てる役割を持つ林業の重要性について、次代を担う子ども達に正しく理解していただくため、主に県内の小中学生を対象に、『森林・林業教室』を開催しています。

また、教育委員会からの要請に応じて、教員を対象にした教室も随時開催しており、平成17年度は、県の幼稚園等新規採用教員の園外研修に講師を派遣しています。

- 実施内容
- ・森林・林業の役割についての講義
 - ・モックンづくり
 - ・間伐・丸太切り体験
 - ・ウッドバーニング 等



講義風景



枝打体験

（林業振興課）

⑬

「紀の国森づくり税」及び「紀の国森づくり基金」

平成17年12月、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため、「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が全国初の議員提案により可決成立しました。



両条例は平成19年4月から施行され、基金は次の3つの方向性により活用します。

- ①「紀の国の森とあそぶ・まなぶ」：普及啓発、森林林業体験等
- ②「紀の国の森をつくる・まもる」：実施効果の高い先駆的モデル的森林整備
- ③「紀の国の森をいかす」：木材の利活用、調査研究等

（林業振興課）

⑭

始めませんか新しい環境貢献 「企業の森」事業

○平成14年度創設の県独自事業

○対象：企業、労働組合、NPO等ボランティア団体等

和歌山県では、林業経営活動の停滞等に起因して放置された伐採跡地や手入れの遅れた荒廃森林を、企業等の力を借りて整備する「企業の森」事業に取り組んでいます。

具体的には、環境貢献・社会貢献に関心の高い企業や労働組合、NPO団体等に県内の荒廃森林等を無償貸与し、森林環境保全活動に取り組んでもらう制度です。



植樹活動状況



植樹後の記念撮影

平成19年3月末現在で27企業、団体の参画があり、活動面積約137ヘクタールです。

また、森林保全活動のみならず、植樹や下刈りイベント、山村体験等を通じた地元との交流、地域経済の活性化に多大な波及効果が出ています。

さらに、企業等にとっても社員研修や参加者に対する環境学習、レクリエーションのフィールドなど、多岐にわたって有効に活用して頂いています。



体験学習（炭焼き体験）

（森林整備課）

⑮

「紀州・山の日」普及啓発

県では、平成6年に11月7日を「紀州・山の日」と制定し、森林の恵みとそれを支えてきた山村に対する理解と関心を深め、感謝の心を育むとともに、人と山が共生し、次世代に良好な形で引き継ぐことができる豊かな森林・山村づくりに向け、意識高揚を図っています。

平成18年度事業 キノピー教室（森林の働きについての紙芝居による幼児教育）

○主催：「紀州・山の日」推進協議会との共催

○対象：県内幼稚園、保育所の幼児

○期間：11月7日『紀州・山の日』の前後1～2ヶ月程度

○概要：平成18年度は、キノピー教室として、幼児に森林の大切さ、働きについて知ってもらうことを目的とし、県内幼稚園、保育所を訪問し、森林の働きについての紙芝居（タイトル「みんなで森に行こう」）を実施しました。

紙芝居では、森林の働きとして、水源の涵養・浄化、土砂災害の防止、地球環境の保全、木材・山の幸の供給、生き物の多様性・生態系の保全を解りやすく説明しています。紙芝居の中で幼児に質問することで、森林の大切さを実感してもらいます。

また、幼児が家族と森林について会話してもらうため、「紀州・山の日」マスコットキャラクターであるキノピーのぬりえと啓発用チラシ・ティッシュを配布し、家庭に持ち帰ってもらいました。

今後は、紙芝居を収録したDVD等を各振興局、市町村に配布し、幅広く普及啓発に活用していきます。



紙芝居のタイトルページ

※紙芝居枠は紀州材を使用しています。



「森にはどんな生き物が住んでいるかな？」

「みんなが知っている生き物は、
森と助け合って生きているんだよ。」

（定住促進課）

⑩

海の恵みネットワーク イベント ～アマモ移植による豊かな海づくり活動～

県では、海がもたらす豊かな恵みに感謝し、未来に残していく活動を呼びかける和歌山オリジナル「海の恵みネットワーク事業」に取り組んでいます。

その一環として、田辺市の内の浦漁港広場及び周辺海域で開催した「アマモ移植による豊かな海づくりイベント」では、小学生、NPO、漁業者、ボランティアダイバー等関係者約300名が参加して、小学生が育てたアマモ苗の移植、カサゴの稚魚放流、おさかなやアマモに関するお話や、〇×クイズ等を通じて海洋環境保全について学習を行い、自然環境を大切にする意識を育みました。

なお、アマモ苗の育成に当たっても、アマモの種まきから小学生が担当することで、アマモが海洋環境保全に果たす重要性等、環境学習を推進しました。



屋外での環境学習（平成18年3月11日）



屋内での環境学習（平成18年3月11日）

（参考） アマモは、砂地に海底に生える陸上のイネに似た植物（海草）で、岩場に生えるコンブやワカメなどの「海藻」とは異なり、花を咲かせ種子により繁殖します。

アマモが多く生えている海域を「アマモ場」と言い、稚魚などが大きな魚から身を守る大切な場所であり、「海のゆりかご」と表現されます。

また、アマモは、炭酸ガスを吸収し、酸素を出すことにより海域環境保全に役立ち、アマモ場を増やすことは地球温暖化防止にもつながります。



アマモの苗



アマモ場

（水産振興課）

⑪

『和歌山県自然にやさしい技術者認定制度』

～次の世代にかけがえのない県土を引き継いでいくために・・・～

- 事業主体：和歌山県
- 対象者：和歌山県在住者又は和歌山県が実施する公共工事に係わる者
- 事業概要：自然にやさしい公共事業を推進していくため、自然環境に関する知識・認識を高めた技術者を育成し、『和歌山県自然にやさしい技術者』として認定することにより、環境に配慮した公共事業を実施し和歌山県土の保全と復元を図ります。



自然にやさしい公共事業のイメージ

【認定方法】

・継続教育方式

認定制度の対象となる研修等について継続的に参加することにより、一定の自己研鑽を行い、自然環境に関する知識及び認識を高めた者に対し、『和歌山県自然にやさしい技術者』として認定を行います。



研修会の状況

【対象項目】

認定研修等	単位対象項目
認定研修	技術調査課主催自然環境共生研修
	知事が認定する自然環境共生研修
事前申請型研修	認定研修以外の自然環境共生研修で、事前に申請し、知事の認定を受けたもの
事前申請型業務	自主団体等開催勉強会
	大学、研究機関における環境技術業務への参加
	自然環境共生に関する論文発表
	その他事前に申請し、知事の認定を受けた業務
その他自己研鑽	図書、機関誌等へ自然環境共生に関する掲載
	業務における環境に関する技術提案

(技術調査課)

⑱

住民参加の地域環境の保全 紀の国アドプト支援事業

継続的な地域環境の保全や地域コミュニティの強化を目指し、県民の環境美化意識の高揚とボランティア活動の活性化、官民協働による地域づくりへの住民参加を促進することを目的として道路、河川、山、海浜の4つの分野から紀の国アドプト支援事業に取り組んでいます。

1 紀の国マイロード

道路維持管理の一部を地元自治会、企業、非営利組織、その他団体等が自立的に実施することを支援することにより、地域に対する愛着や誇りを育み、県民と道路管理者との協働により、豊かで快適な道路空間を創造していくもの。

(道路保全課)

2 スマイルリバー

自治会をはじめ、企業、学校、NPO等を公募し、県の管理している河川の一定区間で、草刈、清掃、花の栽培などの環境美化活動を行い、この活動に対して県が必要な支援を行うもの。

(河川課)

3 君が育てる熊野の森

世界遺産の優れた文化的景観を形成する大日山（田辺市本宮町）の地すべり対策事業地において、住民参加型の自然林復元モデル事業を実施するもの。

(砂防課)

4 紀の国里浜づくり

海辺で活動する諸団体のネットワーク形成や県民の海岸保全活動への参加促進を支援し、海浜地の利用促進及び環境改善などを図るもの。

(管理整備課)



君が育てる熊野の森（小学生植樹風景）



君が育てる熊野の森（中学生植樹風景）



紀の国里浜づくり（磯ノ浦エコ&サーフ）



紀の国里浜づくり（二里ヶ浜海岸）

①9

青少年ボランティア体験事業 わくわくボランティア

○事業主体：和歌山県

○実施対象：県内在学の中学生、高校生、盲・ろう・養護学校の中学部・高等部生、高等専門学校生（定員90名）

○実施期間：毎年8月初旬（3泊4日）

○事業概要：ボランティア活動に関する基礎的な研修や老人福祉施設での介護体験、また環境や防災についての学習を通じ、豊かな感性と人を思いやる心を育むとともに、ボランティア活動に対する理解と参加意欲の向上を図ることを目的に、毎年夏休み中に、串本町の県立潮岬青少年の家を中心に開催しています。

昭和58年からの継続事業で、毎年定員を超える申込みがあり、また参加後のアンケート（平成17年度）でも7割近くの参加者から「ボランティア活動に興味を持った。」「地域でボランティアを实践したい。」という感想が寄せられ、ボランティア活動の意義と楽しさを中学・高校生に伝えるための効果的な取組となっています。

ボランティア体験は、従来、特別養護老人ホームでの入所者との交流や介護体験、障害者についての理解を深める手引き歩行・車椅子体験など、福祉的なボランティアを中心として行ってきました。平成17年度からは、環境や防災についての学習を新たに盛り込み、ボランティア活動には多様な分野があることを示し、中学・高校生が地域のボランティア活動に積極的に参加するきっかけとなる事業と位置づけました。

具体的には、串本海中公園センターを訪問し、ビーチトレッキングをしながら、浜辺に生息する動植物の生態や打ち上げられたゴミについて学芸員の説明を聞き、環境保護について理解を深めました。また、ウミガメの保護についても学習を深めました。

こうした取組への参加を契機として、県内の中学・高校生が、環境保全をはじめとして様々なボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加していくことをめざしています。



ビーチトレッキング風景



学芸員による説明の様子

（生涯学習課）

高校生「高野・熊野ワールドヘリテージレンジャー（WHR）」

平成16年に世界遺産に登録された「高野・熊野」の価値を伝え、その保全に取り組む高校生を育成するとともに、これらの生徒が小・中学生等の学習活動のガイドやリーフレットの作成等に取り組むことにより、地域歴史学習の一層の充実をめざします。

また、こうした取組を通して、若い世代の郷土和歌山への愛着や誇りを育み、自らのアイデンティティーの確立を促します。以下は、平成18年度の実施結果です。

1 研修会

- (1) 熊野三山研修会（平成18年7月31日（月）～8月2日（水））

田辺市本宮町・新宮市・那智勝浦町 参加者39名

- (2) 高野山研修会（平成18年8月6日（日）～8月8日（火））

高野町で実施 参加者26名

2 ボランティア活動

- (1) WHR事業におけるボランティア活動組

川崎市の小学生に対する那智大社のガイド（平成18年8月6日）

WHR 2名

- (2) 熊野古道の修繕活動「ちょボラ」

伏拝王子から三軒茶屋にかけて横断溝の清掃（平成18年12月26日）

WHR 26名

3 発表会

- 「高野・熊野フォーラム」の開催 平成19年2月3日（於）和歌山ビッグ愛

県内6校の生徒による研修会の活動発表及び各学校で取り組んでいる高野・熊野に係る成果発表会 参加した高校数は13校、高校生は101名



熊野三山研修会①
（発心門王子）



熊野三山研修会②
（熊野川での生物調査）



ボランティア活動



高野山研修会
（丹生都比売神社境内）



熊野古道の修繕活動
「ちょボラ」



高野・熊野フォーラム
（県立学校課）

(3) 県のインターネット上の環境学習・環境保全活動に関する情報 平成19年3月1日現在

<p>■和歌山県の環境情報ホームページ『わかやまエコネット』： http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/econet/index.html ◎くらしと環境保全：◎地球温暖化・ごみ・水関係等環境保全啓発パンフレット他 ◎事業者のみなさんへ：◎わかやまエコオフィス宣言 ◎地域整備における環境配慮の手引き ◎ノーマイカーデー運動 ◎公害防止管理者等他 ◎和歌山の自然：◎かおり風景100選 ◎日本の音風景100選 ◎近畿自然歩道の紹介他 ◎環境について学ぼう：◎こどもエコクラブ ◎わくわく！水辺の楽習教室 ◎和歌山学びネット ◎環境啓発DVD等の貸出 ◎環境を学べる施設・プログラムの紹介他 ◎条例・計画：◎和歌山県環境公害関係条例・規則集 ◎和歌山県環境基本計画 ◎和歌山県地球温暖化対策地域推進計画 ◎和歌山県地球温暖化防止実行計画 ◎和歌山県グリーン購入推進方針 ◎ISO14001県環境マネジメントシステム情報他 ◎わかやま環境パートナーシップ：◎環境保全活動団体 ◎和歌山県NPOサポートセンター ◎和歌山県環境白書 ◎わかやまエコライフ宣言 ◎わかやまエコオフィス宣言 ◎県政と環境 ◎これからのイベントはこちら</p>
<p>■わかやまエコマインド創造事業「和歌山県環境学習車『紀の国エコワゴン』」： http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/ecomind/ecomind.html</p>
<p>■わかやま環境学習プログラム－小学校指導者用－・－中学校指導者用－： http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/wkgprogramme/wkgprogram.html</p>
<p>■ラムサール条約湿地「串本沿岸海域」： http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032500/ramsar/kushimoto.html</p>
<p>■和歌山県レッドデータブック「保全上重要な和歌山の自然」： http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/reddata/index.html</p>
<p>■「水生生物調査」参加者募集：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100</p>
<p>■「スターウォッチング」参加者募集：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100</p>
<p>■ほんまもん体験：http://wiwi.co.jp/kanko/taiken/taiken.html</p>
<p>■和歌山県エコファーマー認定制度：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071400/ecofamar/gaiyou.html</p>
<p>■農林水産総合技術センター：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070109/index.htm ◎水産試験場：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071001/008.htm ◎林業試験場：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070109/gaiyou/006/006.htm</p>
<p>■かしの木バンク：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/kbank/kbank.htm</p>
<p>■企業の森：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/kig_mori/kig_mori.html</p>
<p>■自然にやさしい技術者認定制度：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/sizenkankyoku/index.html</p>
<p>■和歌山県教育委員会(環境教育)：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub6_5.html ◎きのくにエコプログラム『学校における環境教育指針』 ◎『きのくにエコスクール基準』</p>
<p>■和歌山県教育センター学びの丘環境学習情報センター機能： ◎環境学習情報：http://www.wakayama-edc.big-u.jp/kankyo/index.html ◎学びの丘のプラネタリウム：http://www.wakayama-edc.big-u.jp/kankyo/pla.html</p>

(4) 県内の主な環境学習関連施設等

平成19年3月1日現在

施設の名称	所在地／TEL／FAX／URL
環境省 那智勝浦町 宇久井ビジターセンター	東牟婁郡那智勝浦町宇久井830 TEL:0735-54-2510 FAX:0735-54-1540 http://www.ugui-vc.jp/
和歌山県 田辺市 ふるさと自然公園センター	田辺市稲成町1629 TEL:0739-25-7252 FAX:0739-25-7252 http://www.city.tanabe.lg.jp/kankyo/hikiwa/center/index.html
和歌山県立森林公園 護摩壇山森林公園	田辺市龍神村龍神 TEL:0739-79-0667 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/gomadan/index.html
和歌山県立森林公園 根来山げんきの森（管理棟）	岩出市根来2277 TEL/FAX:0736-61-7233 http://genkinomori.soc.or.jp/park.html
和歌山県植物公園緑花センター	岩出市東坂本672 TEL:0736-62-4029 FAX:0736-63-2570 http://www.midorikousha.jp/01.html
和歌山市四季の郷公園 和歌山自然観察の森	和歌山市明王寺85 TEL:073-478-0070 FAX:073-478-3708 http://www.nats.jeef.or.jp/kansatsu/index.html
和歌山県立自然博物館	海南市船尾370-1 TEL:073-483-1777 FAX:073-483-2721 http://www.shizenhaku.wakayama-c.ed.jp
和歌山県立博物館	和歌山市吹上1-4-14 TEL:073-436-8670 FAX:073-423-2467 http://www.hakubutu.wakayama-c.ed.jp/
和歌山県立紀伊風土記の丘	和歌山市岩橋1411 TEL:073-471-6123 FAX:073-471-6120 http://www.kiifudoki.wakayama-c.ed.jp/
和歌山県立紀北青少年の家	伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3 TEL:0736-22-5530 FAX:0736-22-5531 http://www.cypress.ne.jp/wasei1/
和歌山県立白崎青少年の家	日高郡由良町大引961-1 TEL:0738-65-2351 FAX:0738-65-2352 http://www.zb.ztv.ne.jp/shirasaki/
和歌山県立潮岬青少年の家	東牟婁郡串本町潮岬669 TEL:0735-62-6045 FAX:0735-62-0182 http://www.naxnet.or.jp/~wasei3/
和歌山県 農林水産総合技術センター 農業試験場	紀の川市貴志川町160 TEL:0736-64-2300 FAX:0736-65-2016 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070109/gaiyou/001/001.htm
和歌山県 農林水産総合技術センター 林業試験場	西牟婁郡上富田町生馬1504-1 TEL:0739-47-2468 FAX:0739-47-4116 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070109/gaiyou/006/006.htm
和歌山県 農林水産総合技術センター 水産試験場	東牟婁郡串本町串本1557-20 TEL:0735-62-0940 FAX:0735-62-3515 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071001/008.htm
和歌山県 農林水産総合技術センター 畜産試験場	西牟婁郡すさみ町見老津1 TEL:0739-55-2430 FAX:0739-55-4020 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070109/gaiyou/004/004.html

施設の名称	所在地／TEL／FAX／URL
和歌山県環境衛生研究センター	和歌山市砂山南3-3-45 TEL:073-423-9570 FAX:073-423-8798 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031801/
和歌山県動物愛護センター 和歌山県鳥獣保護センター	海草郡紀美野町国木原372 TEL:073-489-6500 FAX:073-489-6504 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031601/animal.html
和歌山県紀の川流域下水道 伊都浄化センター	伊都郡かつらぎ町窪470-1 TEL:0736-22-2241 FAX:0736-22-2217 Email : http://www.wakayama-spc.or.jp/
和歌山県立図書館	和歌山市西高松1-7-38 TEL:073-436-9500 FAX:073-436-9501 http://www.wakayama-lib.go.jp/library/
和歌山県文化情報センター (わかやま学びネット)	和歌山市西高松1-7-38 TEL:073-436-9530 FAX:073-436-9531 http://wgs.wakayama-lib.go.jp/
串本海中公園	東牟婁郡串本町有田 1157 TEL:0735-62-1122 FAX:0735-62-6091 http://www.kushimoto.co.jp/index.html
国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 水ときらめき紀の川館	和歌山市有本462 紀の川大堰管理所 1 階 TEL・FAX:073-424-9292 http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/kinokawa/index.html
京都大学フィールド科学研究センター 森林ステーション 和歌山研究林	有田郡有田川町上湯川76 TEL:0737-25-1183 FAX:0737-25-0587 http://fserc.kais.kyoto-u.ac.jp/waka/
京都大学フィールド科学研究センター 海域ステーション 瀬戸臨海実験所	西牟婁郡白浜町459 TEL:0739-42-3515 FAX:0739-42-4518 http://www.seto.kais.kyoto-u.ac.jp/
京都大学フィールド科学研究センター 里域ステーション 紀伊大島実験所	東牟婁郡串本町須江1330-1 TEL/FAX : 0735-65-0125 http://fserc.kais.kyoto-u.ac.jp/oshima/
北海道大学北方生物圏フィールド科学 センター森林圏ステーション南管理部 和歌山研究林	東牟婁郡古座川町平井559 TEL:0735-77-0321 FAX:0735-77-0301 http://pc3.nrs-unet.ocn.ne.jp/%7Eexfor/FR/
和歌山市立こども科学館	和歌山市寄合町19 TEL:073-432-0002 FAX:073-432-0004 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kodomo/
和歌山市立少年自然の家	和歌山市加太1907-2 TEL:073-459-2107 FAX:073-459-2108 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/sizen/index.html
橋本市運動公園 郷土の森・学習体験棟	橋本市北馬場454 TEL/FAX:0736-32-5151 http://www.city.hashimoto.wakayama.jp/index.html
橋本市高野口 山村体験交流促進センター	橋本市高野口町嵯峨谷116 TEL/FAX:0736-42-0051 http://www.city.hashimoto.wakayama.jp/index.html
高野町 高野山森林公園	伊都郡高野町高野山 高野山森林公園内 TEL:0736-56-3000 FAX:0736-56-4745 http://www.town.koya.wakayama.jp/

施設の名称	所在地／TEL／FAX／URL
紀州備長炭記念公園 紀州備長炭発見館	田辺市秋津川1491-1 TEL:0739-36-0226 http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/bintyou/hakken.html
田辺市 南方熊楠顕彰館	田辺市中屋敷町36 TEL:0739-26-9909 FAX:0739-26-9913 http://www.minakata.org/
(財)南方熊楠記念館	西牟婁郡白浜町3601-1 TEL/FAX:0739-42-2872 http://www.minakatakumagusu-kinenkan.jp/
紀美野町 みさと天文台	海草郡紀美野町松ヶ峯180 TEL:073-498-0305 FAX:073-498-0306 http://www.obs.jp/
日高川町 かわべ天文公園	日高郡日高川町和佐2107-1 TEL:0738-53-1120 FAX:0738-53-1130 http://cosmo.kawabe.or.jp/
すさみ町立エビとカニの水族館	西牟婁郡すさみ町江住 日本童謡の園公園内 TEL:0739-58-8007 FAX:0739-58-8008 http://www.aikis.or.jp/~ebikani/index.html
太地町立くじらの博物館	東牟婁郡太地町太地2934-2 TEL:0735-59-2400 FAX:0735-59-3823 http://www.town.taiji.wakayama.jp/hakubutukan/index.html
皆地いきものふれあいの里	田辺市本宮町皆地413 TEL:0735-42-0070
新宮藺沢浮島植物群落 (浮島の森)	新宮市浮島3-38 TEL:0735-21-0474
和歌山県 地球温暖化防止活動推進センター (特)わかやま環境ネットワーク	和歌山市西高松1-6-4 TEL/FAX:073-432-0234 http://www.vaw.ne.jp/wenet/index.htm

(5) 県の自然公園・自然環境保全地域等

(平成18年3月1日現在)

自然公園

自然公園法（1957年制定）に基づく風景地を指定する地域制の公園

国立公園 (県内の陸域面積ha) ※なお、吉野熊野国立公園には別に海中公園地区(海域)52.9haがある。		
吉野熊野	11,498ha	田辺市、新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町、北山村
瀬戸内海	482ha	和歌山市
国定公園 (県内の陸域面積ha)		
高野龍神	14,042ha	田辺市、高野町、かつらぎ町、有田川町
金剛生駒紀泉	2,704ha	橋本市、紀の川市、かつらぎ町
県立自然公園		
かつらぎ高野山系	746ha	橋本市、かつらぎ町、九度山町
紀仙郷	1,698ha	紀の川市、岩出市
大池貴志川	545ha	和歌山市、海南市、紀の川市、紀美野町
生石高原	1,854ha	海南市、紀美野町、有田川町
西有田	627ha	有田市、湯浅町、広川町
白崎海岸	574ha	由良町
煙樹海岸	1,653ha	御坊市、美浜町、日高町
田辺南部海岸	992ha	田辺市、みなべ町、白浜町
熊野枯木灘海岸	1,967ha	白浜町、すさみ町、串本町
大塔日置川	3,503ha	田辺市、白浜町

県自然環境保全地域

自然環境保全法（1972年制定）に基づいて県知事が指定している土地区域

立神社社寺林	1.30ha	有田市野	1976.3.30指定
川又観音社寺林	3.90ha	日高郡印南町川又	1976.3.30指定
西ノ河原生林	85.55ha	日高郡日高川町寒川、西の河国有林	1977.3.26指定
亀谷原生林	226.76ha	田辺市龍神村龍神、亀谷国有林	1977.3.26指定
大滝川	2.60ha	日高郡日高川町大滝川、山野	1980.3.29指定
静閑瀨	5.68ha	新宮市熊野川町鎌塚	1980.3.29指定
琴の滝	3.60ha	西牟婁郡すさみ町周参見	1980.3.29指定

重要湿地

環境省が国内で500ヶ所選定している生物多様性の保全上重要な湿地

紀の川河口、和歌川河口	河口干潟	和歌山市
有田川河口	河口干潟	有田市
沼池 <small>めのいけ</small>	湖沼	有田川町
日高川河口	河口干潟のある河口域	御坊市
田辺市～日高郡ため池群	ため池	田辺市、印南町ほか
白浜～田辺湾	藻場、浅海域、サンゴ礁	田辺市、白浜町
串本町田原地区の水田・湿地	水田	串本町
串本錆浦、潮岬西岸	サンゴ礁	串本町
和歌山千里の浜	砂浜、浅海域	みなべ町
新宮 <small>いのさわ</small> 蘭沢浮島の森	中間湿原、低層湿原、湿地林	新宮市

4 国の人・場・機会・教材等の情報ガイド

(1) 関係省庁による人材の育成等に関する事業

①各省連携

○環境教育リーダー研修基礎講座（文部科学省・環境省）

教員及び地域の活動実践リーダーを対象に環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育を推進。

○森林環境教育の推進（農林水産省・文部科学省）

森林体験学習等の指導者や企画運営者の研修、「森の子くらぶ」の受入れ体制の整備、「学校林」の整備・活用と「モデル学校林」の設定等の条件整備を実施。

②環境省

○環境体験学習人材育成支援事業

大学等の教育機関やNPO等の民間団体の連携による指導者等高度な環境体験活動促進に係る人材の育成。

○自然環境保全活動に関する人材育成

「自然公園指導員」に対する研修の実施、「パークボランティア」の養成、「自然解説活動指導員」の育成等を実施。

③文部科学省

○環境学習フェア

環境教育担当教員の資質向上のため、「環境学習フェア」を開催。

④国土交通省

○海辺の達人養成講座

18歳以上を対象にした海辺やみなとで楽しく安全に活動するための十分な知識と技量を兼ね備えた指導者の育成を実施。

（平成18年版環境省『環境白書』から作成）

(2) 民間団体等による登録人材認定等事業

環境教育・環境保全活動推進法に規定される人材認定等事業（国民、民間団体等が環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を育成し、又は認定する事業であって主務省令で定めるものを行うもの）として登録されているもの。

①登録認定事業

○公認ネイチャーゲームリーダー（自然体験活動指導者）養成講座

（社）日本ネイチャーゲーム協会[環境教育／全国] <http://www.naturegame.or.jp>

○林業技士（森林環境部門）養成事業

（社）日本森林技術協会[森林の保全・緑化／全国] <http://www.jafta.or.jp/index-j.html>

- グリーンセイバー（マスター）検定事業
（特）樹木・環境ネットワーク協会[環境教育／全国] <http://www.shu.or.jp/>
- 環境プランナー認定事業
（財）地球環境財団 [環境と経済／全国] <http://www.earthian.org>
- 河川環境保護指導員任命制度
NPO法人河川環境基金 [水・土壌／全国] <http://www.npo-kasenkankyo.or.jp/>
- 森林インストラクター認定事業
（社）全国森林レクリエーション協会[森林の保全・緑化／全国]
<http://www.shinrinreku.jp>

②登録育成事業

- 森林インストラクター育成事業
（社）全国森林レクリエーション協会 [森林の保全・緑化／全国]
<http://www.shinrinreku.jp>
- スクールインタープリター養成入門講座
IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン[環境教育／全国]
- 「土壌環境リスク管理者」資格認定
（社）土壌環境センター[水・土壌の保全／全国] <http://www.gepc.or.jp>
- 環境教育指導者養成セミナー清里インタープリターズキャンプ
（財）キープ協会[環境教育／全国] <http://www.keep.or.jp/FORESTERS/>
- 「PLT：Project Learning Tree ～木と学ぼう～」ファシリテーター養成講座
（特）国際理解教育センター（PLT日本事務局） [環境教育／全国]
<http://www.eric-net.org/>
- プロジェクト・ワイルド
（財）公園緑地管理財団 [環境教育／全国] <http://www.projectwild.jp/>
<http://www.geocities.jp/ipnetj/>
- インタープリター入門講座
（特）国際海洋自然観察員協会[環境全般／全国] <http://ecoquest.co.jp/paci>

（人材育成・人材認定等事業データベース <http://www.env.go.jp/policy/edu/reg/index.html> から作成、平成19年1月現在の主なもの）

（3）関係省庁による場・機会の拡大等に関する事業

①各省連携

- 子ども体験型環境学習推進事業（文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省）
地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業を実施。

- エコスクールパイロット・モデル事業（文部科学省・経済産業省・農林水産省・環境省）
太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（「エコスクール」）のモデル的整備を推進。
- 「子どもの水辺」再発見プロジェクト（文部科学省・国土交通省・環境省）
子どもたちの自然体験活動の場として河川利用を促進。
- 自然再生事業対象地の環境学習への活用（農林水産省・環境省）
各地で取組が開始される自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
- 子どもパークレンジャー事業（文部科学省・環境省） <http://www.jeef.or.jp/jpr/index.html>
子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施。

②環境省

- 我が家の環境大臣事業 <http://www.eco-family.jp/index.html>
家庭における環境保全活動・環境教育がさらに推進されるよう「エコファミリー」、「我が家の環境大臣」の任命、及びエコライフに関する情報、教材、体験の機会等をインターネットを活用しながら広く提供。
- こどもエコクラブ事業 <http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/>
子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
- 学校等エコ改修と環境教育事業
学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校や地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。
- 身近な野生生物の観察事業
生態系を視野においた化学物質問題への取組の一環として、地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を支援する事業を実施。
- 国立公園等の施設整備
国立・国定公園等の歩道、キャンプ場等の基幹的利用施設、高度な自然学習や自然探勝のフィールド、「エコミュージアム」等の整備を推進。

③文部科学省

- 豊かな体験活動推進事業
「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定し、新たに命の大切さを学ぶために有効な体験活動について調査研究を実施。
- 国立青少年教育施設における環境学習事業
「(独) 国立少年自然の家」などの国立青少年教育施設において、青少年の環境学習に資する事業を実施。

④農林水産省

- 森林を活用した長期体験活動の促進及び普及
森林を活用した長期体験活動の実態把握と調査結果の分析を通じた活動プログラムの開

発や普及啓発を実施。

○遊々の森

国有林のフィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」設定の推進。

○森林環境教育窓口設置

自然体験等に関する幅広い相談に応じるため、森林環境教育に関する相談窓口を全国の森林管理局・署に設置。

○学びのもりの推進

子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。

○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。

⑤国土交通省

○海辺の自然学校

港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を推進。

○水辺の楽校プロジェクト

川を活かした環境教育の推進を図るため自然環境あふれる安全な水辺を創出。

○子どもの水辺サポートセンター

ライフジャケットの貸出しなど、水辺での活動の推進や水資源問題の啓発を実施する「子どもの水辺サポートセンター」を開設。

○環境学習の拠点となる都市公園等整備事業

国営公園における環境学習に資するフィールドの整備、自然環境の保全、環境学習プログラムの提供や地方公共団体による身近な自然とふれあう環境ふれあい公園の整備等を推進。

○世界子ども水フォーラム・フォローアップ

子どもたちが水に関わる諸問題について継続的に考える場を提供。

(平成18年版環境省『環境白書』から作成)

(4) 関係省庁によるプログラムの整備・情報提供等に関する事業

①各省連携

○環境教育・環境学習に関する総合的な情報提供(文部科学省・環境省)

環境教育・環境学習に関する多様な情報を収集し、インターネットで幅広く提供する総合的なデータベースを公開、運用。

②環境省

○地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業

児童・生徒が地球温暖化問題の重大性を正しく認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣として実行できるようにするため、学校向け学習教材を作成するとともに、教材を有効に活用するためのモデル授業を実施。

○大気環境保全に関する普及啓発事業

市民参加による酸性雨の簡易測定の普及、「大気汚染防止月間」における各種キャンペーン、「全国星空継続観察」、「音環境モデル都市事業」等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。

○水環境保全に関する普及啓発事業

「河川における水生生物による水質調査」の実施、身近な水辺の整備等の水環境の保全に関する普及啓発の実施。

○化学物質に関するリスクコミュニケーション

化学物質に関する正確な情報について「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「エコ調査を読み解くための市民ガイドブック」、「かんたん化学物質ガイド」、「化学物質ファクトシート」等の作成・公表やHPの整備を通じた情報提供等の実施。

③文部科学省

○環境教育実践普及事業

「環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校」や「環境教育推進モデル地域」を指定するなど環境教育に関する優れた実践を促し、成果を全国へ普及。

<http://www.fsifee.u-gakugei.ac.jp/globe/index.html> 等

④国土交通省

○交通エコロジー教室の開催

交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるための事業を実施。

○海洋環境保全教室の開催

海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を実施。

○海洋環境保全講習会の開催

海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を実施。

○気候講演会

国民への知識の普及・啓発を目的に、地球温暖化等の気候問題の科学的背景やその影響についての講演会を実施。

⑤経済産業省

○消費者の自主的活動の推進

（平成18年版環境省『環境白書』から作成）

(5) 国等のインターネット上の環境情報

	分野／内容	発信者	URL
総 合	環境白書	環境省	http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/
	環境統計集	環境省	http://www.env.go.jp/doc/toukei/
	環境情報一般	(独)国立環境研究所	http://www.eic.or.jp/
		環境goo	http://eco.goo.ne.jp/
	環境パートナーシップ	地球環境パートナーシッププラザ	http://www.geic.or.jp/geic/
	環境政策関連一般	内閣府	http://www.cao.go.jp/
		文部科学省	http://www.mext.go.jp/
		農林水産省	http://www.maff.go.jp/
		国土交通省	http://www.mlit.go.jp/index_03.html
		経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/environment/
行政	地域環境行政情報システム『知恵の輪』	環境省	http://www.chie-no-wa.com/index.html
企 業	環境報告書	環境省	http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html
	エコアクション21	(財)地球環境戦略研究機関 持続性センター	http://www.ea21.jp/
暮 ら し	環のくらし	環境省	http://www.wanokurashi.ne.jp
	Re-style	環境省	http://www.re-style.jp/
	グリーン購入	グリーン購入ネットワーク	http://www.gpn.jp
教 育	環境教育・環境学習・環境保全活動データベース	環境省	http://www.env.go.jp/policy/edu/
	環境教育に関する情報	文部科学省／環境省	http://www.eeel.jp/
	環境省子どものページ	環境省	http://www.env.go.jp/kids/
地 球 温 暖 化	チーム・マイナス6%	環境省	http://www.team-6.jp/
	地球温暖化一般	全国地球温暖化防止活動推進センター	http://www.jccca.org/
	省エネルギーに関する情報	(財)省エネルギーセンター	http://www.eccj.or.jp/
	新エネルギーに関する情報	(財)新エネルギー・産業技術総合開発機構	http://www.nedo.go.jp/
ご み	ごみ・リサイクル一般	(財)クリーンジャパンセンター	http://www.cjc.or.jp/
大 気	大気環境情報・石綿健康被害・地球環境基金	(独)環境再生保全機構	http://www.erca.go.jp/
自 然	インターネット自然研究所	環境省	http://www.sizenken.biodic.go.jp/

(平成17年版環境省『環境白書』などから作成)

5 環境保全活動等顕彰制度

県や国、関係団体が実施している顕彰制度について、主なものを以下に掲載します。

(1) 県が主催する顕彰制度

わかやま環境賞 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/econet/data/taisyo.html>

「和歌山県環境顕彰規程（平成14年2月制定）」に基づき、環境の保全に関する実践活動が他の模範となるものを表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより県民の環境保全に関する自主的な取組を促進することを目的として平成14年度から実施。

○主 催 者：和歌山県

○募集期限：2月上旬～3月上旬

○対 象 者：県内に拠点を有し、環境保全活動を行っている団体又は個人

(2) 国が主催又は後援している顕彰制度

環境省主催か環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省等の後援のもの

① 循環・共生・参加まちづくり表彰

地域の課題を視野に入れ、住民・企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取組み、特に顕著な功績があり、都道府県の長が推薦する市町村等を表彰。

○主 催 者：環境省

○募集期間：7月頃～9月頃

○対 象 者：地域特性を活かした環境行政を行っている市町村（特別区を含む）や市町村協議会等、自治体連携による共同体。

② 地球環境大賞

産業の発展と地球環境との共生に向けて、環境負荷が最小になるような技術開発の促進と21世紀の企業・会社メカニズムの探求、地球環境保全に対する社会意識の一段の向上を目的として、フジサンケイグループが環境保全に貢献する企業、自治体、大学、市民グループを顕彰。（本県は平成18年4月25日に第15回優秀環境自治体賞を受賞。）

○主 催 者：フジサンケイグループ (<http://www.business-i.jp/eco/index.html>)

（後援は、経済産業省、環境省、文部科学省ほか）

○募集期間：8月～10月

③ 地域環境保全功労者表彰

都道府県及び政令指定都市において環境保全に関し、顕著な功績があり、都道府県等の長が推薦する者を表彰。

○主 催 者：環境省

○募集期限：3月上旬～4月上旬

○対 象 者：ア 多年環境保全に関し、普及啓発活動その他公共活動を行った者。

イ 環境保全に関する学術研究に従事し、又は研究活動を行った者。

ウ 多年環境行政の推進に協力した者。

エ 環境行政に従事した者であって、その推進に尽力した者。

④ 地域環境美化功労者表彰

多年にわたり、緑化、浄化、清掃等地域環境の美化に努め、その実績が特に顕著な功績があり、都道府県等の長が推薦する者を表彰。

○主催者：環境省

○募集期限：3月上旬～4月上旬

○対象活動：ア 植樹、植栽等の緑化活動 イ 河川、湖沼、海岸等の浄化活動

ウ 公園、道路等の清掃活動

エ 緑化、浄化、清掃その他の美化思想の普及啓発活動

オ その他、全各号に準ずる地域環境美化活動。

⑤ 「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰

自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的に、都道府県及び関係団体の長から推薦のあった、自然環境に関する先駆的・先導的活動等を行って顕著な功績がある個人・団体を「みどりの日」に表彰。

○主催者：環境省

○募集期間：1月～2月

○対象分野：ア 保全活動部門 イ いきもの環境づくり・みどり部門

ウ 自然ふれあい部門 エ 調査・学術研究部門 オ 国際貢献部門

⑥ 自然公園大会における自然公園関係功労者環境大臣表彰

自然との交流ならびに自然の保護について、国民の正しい認識を深めるため、自然公園の保護とその適正な利用に関し、顕著な功績があった者（又は団体）を表彰。

○主催者：環境省

○募集期間：4月

○対象者：自然保護思想の啓蒙、普及および自然公園の保護、動植物の保護、自然公園内における適正な利用指導、事故の防止、美化清掃に関して永年尽力し、かつその功績が顕著であると認められる者（又は団体）

⑦ 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰

愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」において、多年にわたり、野生生物の保護のための活動を積み重ね、顕著な功績のあった個人、学校、団体を全国から選び、表彰。

○主催者：環境省、財団法人日本鳥類保護連盟

○募集期間：12月～1月

○対象者：ア 多年にわたり野生生物保護に関する優れた功績を積み重ねられた個人、学校または団体

イ 近年において、社会的に評価され、他の模範となるような野生生物保護に関する優れた活動をされた個人・学校または団体

⑧ 大気環境保全活動功労者表彰

大気汚染、騒音・振動、悪臭の防止等、大気環境の確保に係る分野において顕著な功績がある個人、又は団体を「環境省」が顕彰。

- 主 催 者：環境省
- 募集期間：2月上旬～3月下旬
- 対 象 者：ア 大気汚染の防止に関わる活動に従事し、大気環境の保全に貢献した者。
イ 騒音・振動、悪臭の防止等の活動に従事し、大気環境の保全に貢献した者。
ウ 大気環境の保全に関する学術研究、又は研究開発に従事し、顕著な功績を有する者。
エ 大気環境保全意識の高揚に資する普及・啓発活動に従事し、貢献した者。
- ⑨ 地球温暖化防止活動大臣表彰
地球温暖化対策を推進するための一環として、毎年、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人（ボランティア等）又は団体（自治体、企業、NGO、学校等）を表彰。
○主 催 者：環境省
○募集期限：8月中旬～9月下旬
○対象功績：ア 技術開発・製品化部門 イ 対策技術導入・普及部門
ウ 環境教育部門 エ 対策活動実践部門 オ 国際貢献部門
- ⑩ エコツアーリズム大賞
エコツアーリズム推進のため、エコツアーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組事例を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに関係者の連携、情報交換などによる連帯意識の醸成を図る。
○主 催 者：環境省（エコツアーリズム大賞審査委員会）
○対 象 者：エコツアーリズムに取組む各種団体（事業者、企業、地方自治体、地域のグループ等）
- ⑪ 日本水大賞
安全な水、きれいな水、おいしい水にあふれる 21 世紀の日本と地球を目指し、水環境の健全化に寄与することを目的とし、優れた活動を公募、審査し、表彰。
○主 催 者：日本水大賞委員会（<http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>）
（後援は、環境省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 外務省ほか）
○募集期間：7月上旬～11月末
○表彰対象：ア 対象となる活動内容（分野）：水循環系の健全化に寄与すると考えられる活動で水環境、水資源、水文化、水防災の分野における諸活動（研究、技術開発を含む。）
イ 対象となる活動主体：学校、企業、団体、個人、行政。
- ⑫ 学校ビオトープコンクール
ビオトープが持つ様々な価値を広め、環境教育のさらなる発展、ひいては自然と共存した持続可能な社会づくりに貢献するため、優れた実践例を収集・紹介し、表彰する。
○主 催 者：(財) 日本生態系協会（<http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/>）

(後援は、文部科学省、環境省、国土交通省、農林水産省ほか)

○募集期限：6月中旬

○対象：ア 対象となるビオトープ：学校現場で取組むビオトープ（学校の敷地内に創出するビオトープ、学校が借り受けた土地に創出するビオトープ、学習林や学校水田など）

イ 対象となる学校：幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、高等専修学校、専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、外国人学校など

ウ 対象となる団体：学校ビオトープに携わる環境NGO、PTAなど地域のグループ・団体

⑬ 全日本学校関係緑化コンクール

都道府県が推薦する、緑化教育に顕著な教育効果をあげた小学校・中学校・高等学校と学校関係緑化の協力者（個人、団体）を表彰。

○主催者：(社)国土緑化推進機構 (<http://www.green.or.jp/>)

(後援は、文部科学省、農林水産省ほか)

○募集期間：4月～9月

○表彰部門：ア 学校林活動の部 イ 学校環境緑化の部 ウ 協力者の部

⑭ 環境美化教育優良校等表彰

都道府県が推薦する、環境美化活動、又は飲料空き容器のリサイクル活動を実践している小・中学校等を表彰。

○主催者：(社)食品容器環境美化協会 (<http://www.kankyobika.or.jp/>)

(後援は、文部科学省、農林水産省、環境省など)

○募集期間：6月上旬～9月中旬

○対象者：環境美化学習に独創的、熱心に取り組み、公共的場所の清掃美化または飲料空き容器のリサイクルの実践活動を行い、地域の環境美化活動の啓発に大きく寄与している小・中学校、及びこれに準ずる小・中学生の団体。

(平成18年12月現在)

6 和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針策定の経緯

(1) 審議の経過

平成18年6月1日	和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針策定委員設置
平成18年7月21日	第1回和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針策定委員会議
平成18年10月11日	第2回和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針策定委員会議
平成18年11月10日	第1回和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針関係課室会議
平成18年12月22日～27日	第3回和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針策定委員会議
平成19年1月29日	県民意見（パブリックコメント）の募集（2月19日まで）
平成19年2月6日	第2回和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針関係課室会議

(2) 和歌山県環境学習・環境保全活動推進方針策定委員の構成

氏名	所属等
谷 奈々	(財)和歌山社会経済研究所主任研究員
中島 敦司	和歌山大学システム工学部環境システム学科助教授
狹間 歌子	和歌山県母と子の健康づくり運動協議会会長
花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
平田 隆行	和歌山大学システム工学部環境システム学科助手
松本 朱実	動物教材研究所pocket主宰 環境カウンセラー 環境学習アドバイザー
村上 千里	(特活)持続可能な開発のための教育の10年推進会議事務局長
森 賢三	(株)インテージ営業本部ソーシャルシステム部サービスマーケティンググループ

(敬称略・五十音順)

(3) 和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針庁内関係課室会議の構成

部名	局名	課室名
企画部	計画局	地域振興課
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課・自然環境室
		循環型社会推進課・環境管理課
	共生推進局	NPO協働推進課・青少年課
商工労働部	観光・ブランド推進局	観光交流課
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課
	緑の雇用推進局	林業振興課・森林整備課・定住促進課
	水産局	水産振興課
県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課・技術調査課
教育庁	生涯教育局	生涯学習課
	学校教育局	県立学校課・小中学校課

7 用語集

アイドリングストップ 自動車の駐停車時や信号待ち、荷物の上げ下ろし時に、エンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とする。

アドプト制度 道路、河川、山林、海浜等の公共施設の一部の区域、空間を、住民、団体、企業等が責任をもって保守管理をしていく制度。参加団体は、県や市町村等（公共施設管理者）と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上でボランティア活動を行うもの。

インタープリター 一般的に、植生や野生動物などの自然物や、地域の文化や歴史などを対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称していう。自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多い。なお、インタープリター（interpret＝通訳）の行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）という。

エコアクション21 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。

エコツアー 自然環境や歴史文化を体験し、学ぶ観光であるエコツーリズムの考えを実践するためのツアーのこと。新しい旅行の形態として注目を集めている。自然に触れながら、そこに生きる動植物の生態を学ぶことや、自然を大切にしようという気持ちを育てることなど様々な目的がある。

エコツーリズム 自然環境などの資源を損なうことなく、自然を対象とする観光をおこして地域の振興を図ろうという考え方である。自然の成り立ちや歴史・文化が持つ深い意味をわかりやすく解説し、来訪者は大きな感動を得る。それが経済行為として成り立つ。そのことが、地域の自然環境や歴史文化を尊重し、守っていく行動にもつながり、成功すれば、環境と経済の好循環の一例となる。

エコドライブ エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。

エコファーマー 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を行う持続性の高い農業生産方式の導入計画を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称名。

エコラベリング制度 環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。現在OECD（経済協力開発機構）等での議論を通じて、世界各国に拡大しつつある。1978年に始められた旧西ドイツのブルーエンジェルというラベリング制度のほか、カナダの環境チョイスプログラム（1988）、日本のエコマーク（1989）、E

Uのエコラベル認証制度（1992）等がある。ISO規格では、ISO14020台が環境ラベルに関するものとなっている。この規格では、環境ラベルが正確かつ検証可能であること、貿易障壁にならないこと、科学的手法に基づくこと、ライフサイクルを考慮すること、技術革新を阻害しないこと等の原則を定めている。

かしの木バンク どんぐりを集めてそれを貯金してもらおう。集められたどんぐりを苗木に養成して払い戻し、地域の緑化に役立てるシステム。

環境会計 企業等が持続可能な発展を目指し、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的に、事業活動における環境コストとその活動で得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

環境資源 資源にはその所有形態から公共財と私有財に分類されるが、公共財は更に道路などの社会的資源と、水などの自然的資源に分けられる。この自然的資源が、環境資源と呼ばれる。広義には採掘される前の鉱物資源や伐採前の森林資源なども含まれるが、狭義には水や大気などに限定される。従来、清澄で枯渇の恐れのないものと認識されてきたその存在が、今日では汚染や枯渇にみまわれている。環境資源は、過剰使用により枯渇するため、環境資源の利用コストを適正に負担させることや適正管理の仕組みが求められる。

環境ビジネス（エコビジネス） 環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。従来の公害防止装置のメーカーのように環境負荷を低減する装置を造るビジネス、低公害車、エコロジーグッズなどの環境負荷の少ない製品を製造販売するビジネス、廃棄物処理業、環境調査・コンサルティングサービスなど環境保全に資するサービスを提供するビジネスのほか、砂漠緑化や下水道整備などのインフラを整備するビジネスなどがある。

環境報告書 名称の如何を問わず、事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。環境省が事業者向けに、実務的な手引きとして環境報告書ガイドラインを作成している。

環境ラベル（エコラベル） 製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3)ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

企業の社会的責任（CSR） 英名Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方で、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するというもの。

企業の森 森林資源について、企業や労働組合、大学などが、市町村・森林事業者と賃借または購入契約等を結び、森林整備や様々な活動の場として利用することにより、森林環境保全に様々なかたちで取組んでもらう事業を総称するもの。

漁民の森づくり 漁業環境を保全し、豊かな漁場を維持していくため、漁業者が山に落葉広葉樹を植える運動。

グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。購入者自身の消費生活などを環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

グリーンコンシューマー 環境に配慮した行動をする消費者をいう。エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組むエコライフを実践する生活者や、環境配慮商品をグリーン調達する企業も含まれる。

グリーンツーリズム 農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。近年の都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりをすすめるようとする農村漁村の思いを背景にして、農林水産省が主導して推進している。稲刈りなどの農業体験、定置網曳きなどの漁業体験、地域の食体験、村祭りへの参加体験など、さまざまなメニューが開発されている。

熊野健康村構想 蟻の熊野詣でといわれるほどに人々を魅了した聖地「熊野」を、世界遺産として得た知名度、熊野の持つ文化的イメージや地域資源を活用し、ストレス社会に生きる現代人が蘇る（心身を元気にする）ことのできる場所として積極的にアピールし、交流の拡大による産業・雇用の創出を図るという構想。

こどもエコクラブ 次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。市区町村の環境担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担う。

里地里山 奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

3R 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。スリーアールとも言う。リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の頭文字を取って呼ばれる。循環型社会形成推進基本法は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めている。3Rに「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」、「リペア（Repair=修理して使う）」を加えて5Rという場合もある。

省エネラベリング制度 2000年8月にJIS規格によって導入された表示制度で、家庭で使用される製品を中心に国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもの。現在13機器が対象となっている。

生活環境保全林 生活圏周辺などの保安林について、森林のもつ様々な公益的機能のうち保健休養機能に重点を置いて手入れし、やすらぎと潤いのある森林空間として整備した森林。

ゼロエミッション あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。具体的には、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルすること。国内では環境管理の国際規格の普及や埋め立て処分費用の上昇とあいまって、工場のゼロエミッションに取り組む企業が増えている。

地域環境力 地域において地域資源の把握と主体間の連携を行うことにより、地域が一つの方向性（目標）を共有し、地域における各主体が、より良い環境、より良い地域を創っていかこうとする意識・能力が高まることによって得られる、地域全体としての取組意識や能力の高まり。

地球環境基金 1993年の環境事業団法の改正により同事業団に設立されたもの（2004年4月より（独）環境再生保全機構に移管）で、NGO（非営利団体）・NPO（非政府組織）による環境保全活動の支援と促進を目的とした資金援助を行うもの。なお、このほか各種助成制度には、（独）国立青少年教育振興機構、（財）河川環境管理財団、（社）国土緑化推進機構がそれぞれ扱っている、子どもゆめ基金、河川整備基金、緑と水の森林基金などがある。

地産地消 「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費することを基本とした活動であり、コミュニケーションを伴い、農産物が行き来すること」と定義される。地産地消を進めることは、消費者が求めている新鮮で安全・安心な農産物等を提供することによる「食と農」の信頼の回復につながる。また、化学肥料や農薬の削減、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制という効果も期待される。

ナショナル・トラスト活動 優れた自然が残されている土地について、民間団体等が所有者から寄附や遺贈等の形で譲り受け、買い取り、又は所有者と賃貸借協定を結び、その土地を保全・維持・管理・公開することで、次世代に残していくことを目的とした市民運動。

バイオマス 木材、海草、生ゴミ、糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。

パークアンドライド 自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステム。

ビジターセンター 国立・国定公園を訪れる利用者に、その公園の自然（地形、地質、動植物など）や人文（歴史、文化など）について、模型、標本、映像、写真、図表などにより展示・解説するとともに、利用施設や興味対象などの利用情報を案内する施設。自然公園法上の事業名は博物展示施設。公園利用の拠点となる地区に設置され、多くは自然観察路、園地などの施設が付帯し、インタープリターによる解説活動が行われている。環境省

が設置したものと都道府県が設置したものがある。

ファシリテーター 「行動やある過程を容易に促進する」という意味のfacilitateから転じた言葉であり、あることを容易にするために問題を議論する過程において、進行役や引出し役となる人のことを指す。単なる進行役でも、権威的な教師・指導者でもない。参加者と水平的位置にありながら、参加者の主体性（意欲・知識・経験等）を上手に引出し、コミュニケーションを円滑に促進していく役割を担う。

ふるさと自然公園センター ふるさと自然公園国民休養地の中心施設で、地区内の自然（地形、地質、動植物など）や人文（歴史、文化など）についての展示・解説、利用施設や興味対象などの利用情報の提供、利用者の救護など幅広い機能を有し、地区の利用及び管理運営の拠点。自然とのふれあい活動を促進するため、当施設を拠点としてボランティアなどによる活動が行われている。

マイバッグ運動 自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプがたまったら商品券と引き換えるなど、マイバック運動を支援する取組を展開するスーパーマーケットも増えている。

緑の少年団 青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。全国各地に設立されており、活動分野は、(1)森林・林業や自然への理解を深める学習活動、(2)緑の募金活動への協力など地域社会等への奉仕活動、(3)心身の健全な発育を図るレクリエーション活動と多岐にわたる。活動の推進には、指導者の果たす役割が大きく、全国で約2万人の人々がボランティアとして指導に当たっている。

ライトダウン ライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すこと。温暖化防止の取組を国民に広げていくために、環境省によって展開された「環のくらし CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」で実施され、2003年から夏至の日を中心に夜景スポットや家庭の電気を消してもらえよう呼びかけている。

(環境省『環境白書(語句説明・索引)』やE I Cネット『環境用語集』、『和歌山県環境基本計画』などから作成)

※ E I Cネットは、(独) 国立環境研究所が提供し、(財) 環境情報普及センターが運用する環境教育・環境保全活動を促進するための環境情報案内・交流ネットワーク。

(表紙解説：紀州エコかるた)

和歌山県環境生活部環境政策局のプロジェクトチームでは、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」やラムサール条約湿地「串本沿岸海域」に代表される豊かな自然資産や循環型社会の推進、地球環境問題など様々な環境のことを、楽しみながら学んでもらおうと、「紀州エコかるた」を制作しました。

かるたには、風景写真や手作りイラストを用いたほか、マップや解説書を付け、読み札・取り札の裏面をジグソーパズルにするなど工夫しています。また、かるた大会の開催のほか、かるたセットの配布に併せてエコライフ宣言・エコオフィス宣言をしていただくなど、様々な取組により環境学習・環境保全活動の推進に努めています。